

令和 6 年度 四国知事会提言の概要

〈四国地方における災害対策等の推進〉

- 1 甚大化・頻発化する豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の充実強化等について
 - (1) 避難情報の伝達
 - (2) 防災情報の精度向上
 - (3) 被災者生活再建支援制度の拡充
 - (4) 災害発生時の死者・行方不明者の氏名公表
- 2 平成 30 年 7 月豪雨災害からの復旧・復興について
 - (1) 四国地方の基幹産業である農業の復旧・復興
- 3 南海トラフ地震に備えた震災対策の推進について
 - (1) 災害に備える
 - ① 「国家的プロジェクト」としての地震防災対策の推進
 - ② 四国地域全体の地震観測体制の強化
 - ③ 地震発生時に迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できる体制の整備及び国主催の広域的な地震災害対応訓練の実施
 - ④ 従来の発想にとらわれない「防災・減災対策」の推進
 - ⑤ 緊急防災・減災事業債の制度の継続・拡充
 - ⑥ 事前復興の定義付けと包括的に支援する新たな交付金制度の創設
 - ⑦ 防災対応の実効性を確保する体制づくり
 - ⑧ 迅速かつ円滑な「災害廃棄物処理」実現のための支援の充実
 - ⑨ 被害想定見直しに係る支援
 - (2) 揺れに備える
 - ① 公共施設の耐震性の向上等による震災に強いまちづくりの整備
 - ② 公立小・中学校等施設の老朽化対策、耐震化等の国土強靱化の推進に係る補助制度の拡充及び公立高等学校等施設に係る財政支援制度の創設
 - ③ 私立学校施設の耐震化に係る補助制度の拡充及び必要な財源の確保
 - ④ 自治体の実施する住宅の耐震改修助成制度への補助制度の拡充
 - ⑤ 水道施設の震災対策の推進
 - ⑥ 緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去に係る財政支援
 - ⑦ 終了した医療施設耐震化臨時特例交付金と同様の継続的な助成制度の新たな創設
 - (3) 津波に備える
 - ① 津波発生時における避難路等の整備事業に対する補助制度の拡充
 - ② 社会福祉施設等の近辺における津波に強い避難施設の整備促進
 - ③ 医療機関が単独で高台移転等可能な助成制度の創設

(4) 火災に備える

- ① 石油やガスの２次基地等における施設の耐災化に係る補助事業の創設・拡充

(5) 早期の救助救出と救護を行う

- ① D M A T（災害派遣医療チーム）の計画的な養成及びD P A T（災害派遣精神医療チーム）の整備促進に係る支援
- ② 長期かつ広域的な救護体制の構築
- ③ 情報通信手段や自家発電機、医療用水等の確保に係る支援
- ④ 医療救護所に必要な資機材の整備や診療機能を備えた医療モジュールの迅速な展開
- ⑤ 外傷初期対応研修の制度創設及び応急手当講習の拡充支援
- ⑥ 災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の確保、供給体制の検討及び医薬品等の備蓄に係る費用に対する財政支援
- ⑦ 中山間地等における孤立化対策に係る補助制度の創設等の財政支援
- ⑧ 迅速・的確な警察活動を実施するための施設・資機材の整備及び警察通信機能維持のために必要な財政措置の拡充

(6) 被災者や被災地の支援を行う

- ① 応援職員の派遣時における費用負担の明確化と財政措置
- ② 在宅の要配慮者に対する支援活動への財政支援

4 水害・越波・土砂災害等に対する災害予防対策について

- (1) 災害防止に必要な予算の確保により、予防対策が確実に実施できる仕組みの構築
- (2) 四国における河川改修事業・ダム事業・上下水道事業・海岸事業・港湾事業・漁港事業・砂防事業・治山事業・ため池整備事業等の早期整備
- (3) 水道事業の防災対策に係る財源確保及び災害時における浄水機能の早期復旧への対応
- (4) 様々な手法による効果的な災害予防の推進

〈分権型社会の構築〉

5 地方税財源の充実・強化について

- (1) 新興感染症対策・物価高騰対策のための十分な財源の確保
- (2) 地方創生や人口減少対策を進めるための十分な財源の確保
- (3) 地方財政計画の適正な策定
- (4) 安定的な地方税体系の構築の推進
- (5) こども・子育て政策の強化を進めるための財政措置
- (6) 「デジタル田園都市国家構想事業費」の継続・充実
- (7) 地球温暖化対策と気候変動の影響への適応策のための地方財源の確保・充実

- (8) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定に当たっての地方からの意見の反映及び必要な行政サービス水準を確保できる財源の確実な措置
- (9) 合併市町村への十分な支援
- (10) エネルギー価格の高騰対策の拡充
- (11) 会計年度任用職員制度の円滑な運用に必要となる財源の確保
- (12) 地方公務員の定年引き上げに係る適切な財政措置
- (13) 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

6 「政府関係機関の四国移転」の実現

- (1) 「政府関係機関の四国移転」の一層の推進

7 地方分権改革の推進について

- (1) 実効性のある「国と地方の協議の場」の実施
- (2) 地方分権改革の理念に沿った国と地方の役割分担の見直し及び国から地方への事務・事業、権限、財源の一体的な移譲の推進
- (3) 提案募集方式における適切なフォローアップの実施
- (4) 地方に対する法令による事務の義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小並びに一層の規制改革の推進
- (5) 地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備

8 参議院議員選挙における合区の解消について

- (1) 各都道府県から少なくとも1人の代表を選出するための合区解消

9 持続可能で活力ある地域の創造について

- (1) 都道府県や市町村が行う老朽化した公共施設の解体撤去費用への交付税措置
- (2) 辺地の要件緩和

〈安全・安心な環境の形成〉

10 地域における医師の確保対策について

- (1) 専門医資格の更新において比較的医師が少ない都道府県での勤務の義務化等実効性のある対策の構築
- (2) 医師不足地域で勤務した医師を認定する制度の普及

11 ドクターヘリの運航に対する財政支援及び医療提供体制推進事業費補助金制度の改善について

- (1) ドクターヘリの運航に対する財政支援
- (2) 医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

12 在宅医療及び介護との連携の推進について

- (1) 訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進

- 13 介護保険制度の充実・強化について
 - (1) 恒久的な処遇改善につながる制度の確立
 - (2) 中山間地域等の条件不利地域において在宅介護サービスが可能となる介護報酬の設定
 - (3) 中山間地域等で在宅サービスを提供する事業者の実態に合った介護報酬の設定
- 14 認知症施策の推進について
 - (1) 都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援
 - (2) 認知症疾患医療センターの運営安に向けた運営財源の確保
 - (3) 認知症の人や家族に対する公的救済システムの構築
 - (4) 成年後見制度のさらなる利用促進
- 15 孤独・孤立対策について
 - (1) 孤独・孤立対策に必要な財政支援
- 16 セーフティーネット機能の充実強化について
 - (1) 生活保護受給世帯の実情に応じた基準額の検証
- 17 少子化対策の抜本的な強化について
 - (1) 子ども・子育て支援新制度の質の改善のための財源の確保
 - (2) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充及び弾力的な運用
 - (3) 子ども・子育て支援施策の充実
 - (4) 多様な担い手による育児参画の促進と希望に応じたキャリア形成に対する支援の拡充
 - (6) 少子化対策に包括的に取り組むための交付金の創設
 - (7) 「こどもの居場所」の量・質両面からの充実
- 18 児童虐待防止対策の推進について
 - (1) 都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援の拡充
 - (2) 医療機関等と連携したトータルケアシステムの構築
- 19 犯罪被害者等支援施策の充実強化について
 - (1) 犯罪被害者等に対する経済的支援の充実及び迅速な犯罪被害者等給付金の支給等
 - (2) 損害回復の確保
 - (3) 民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援
 - (4) 地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置
- 20 地域の実情を反映した農林水産業の振興対策の実施について
 - (1) 農業の経営安定対策の充実・強化
 - (2) 技術・生産体系の開発、社会実装の推進及び国民理解の促進

- (3) 国内農業の再生を図るための支援策の充実
 - (4) 新規就農者育成総合対策の予算確保及び制度の安定的な運用
 - (5) 農業生産性の向上と担い手への農地利用集積のための予算の確保
 - (6) 中山間地域の農業者に対するきめ細やかな支援の実施
 - (7) 地域の農地の利用・保全等の一体的な推進
 - (8) 農地中間管理機構を活用した農地集積対策の充実・強化
 - (9) 水田農業を支える米・麦・大豆等の生産農家の経営安定対策の充実
 - (10) 果樹・野菜・花き農家の経営安定対策の充実・強化
 - (11) 畜産経営支援対策の充実・強化
 - (12) 漁業の経営安定対策の充実・強化
 - (13) 林業の経営安定対策の充実・強化と木材利用の推進
 - (14) 鳥獣被害防止対策の充実・強化
 - (15) 国内農林水産業に配慮した国際交渉
 - (16) 物価高騰の影響を受ける生産者の経営安定化
- 21 森林吸収源対策と森林保全の推進について
- (1) 森林整備に係る森林所有者負担並びに県負担の軽減措置等の充実
 - (2) 森林を保全する仕組みの構築
 - (3) 地域材の利用推進
- 22 プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進について
- (1) プラスチックごみ削減対策の強化及び代替素材・製品の開発等に対する支援
 - (2) 海洋ごみの回収・処理に対する恒久的な財源措置及び補助対象の拡充
 - (3) マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみに関する調査研究と発生抑制対策
- 23 「グリーン社会」の実現に向けた地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギー最大限導入について
- (1) 系統に関する諸問題への対策の推進
 - (2) 再生可能エネルギーのコスト低減につながる技術開発や環境に配慮した上での規制緩和の推進
 - (3) 「水素エネルギー」や蓄電池を活用した電力の変動対策等の推進
 - (4) 意欲的導入目標の設定
- 24 ニホンジカの食害防止対策について
- (1) 国有林等における自然植生の保全や希少種保護に係る方針の決定等
- 25 獣医師の確保対策について
- (1) 補助員制度の創設等と畜場法の見直し
 - (2) 大学獣医学部等のカリキュラムのさらなる充実

- (3) 自治体勤務獣医師の処遇改善
- (4) 自治体勤務獣医師を目指す学生への修学援助

26 消防団員に対する退職報償金の充実等について

- (1) 退職報償金制度の見直し及び地方交付税の基準財政需要額の見直し

27 地方警察官の増員について

- (1) 安全で安心な社会を実現するための地方警察官の増員

〈地域活力の創造による地域経済の活性化〉

28 地方における社会資本整備及び老朽化対策の推進について

- (1) 社会資本整備の着実な推進や、戦略的な維持管理・更新のための予算確保及び社会資本整備の遅れた地域に配慮する仕組みの創設
- (2) 社会資本整備に関する「国と地方の協議の場」の開催
- (3) 地域活性化に資する国土強靱化に係る予算の確保及び財政支援措置の充実

29 四国地方の高規格道路ネットワークの整備促進について

- (1) 四国8の字ネットワーク等の早期整備及び財源の確保
- (2) 地方への予算の重点配分及び整備の促進
- (3) ミッシングリンクの解消や暫定2車線区間の4車線化の優先実施

30 四国地方への新幹線導入など鉄道輸送システムの高速化と高度化等について

- (1) 魅力ある地方の創生またリダンダンシーの確保の観点から、四国の新幹線の早期実現
- (2) 四国地方在来線の輸送の安全・防災対策及び利便性・快適性を高めるための支援措置の充実・強化

31 空港の経営改革等について

- (1) 地方空港の実態に配慮した制度設計
- (2) 訪日誘客支援空港を対象とした航空会社への運航経費支援の再開
- (3) 国内定期路線及び国際チャーター便の着陸料の引下げ

32 地域公共交通の維持・活性化について

- (1) 内航フェリーの航路維持のための支援制度の創設
- (2) 地方バス路線及び離島航路の確保・維持のための補助のあり方の見直し
- (3) 運転手確保に向けた財政支援等の強化
- (4) JR四国の経営安定化及び第三セクター鉄道の経営安定のための支援の実施
- (5) DMVの円滑な運行や普及に向けた環境整備

33 地域における物流の確保等について

(1) 運輸事業者への支援

34 四国遍路の世界遺産登録について

(1) 四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

1 甚大化・頻発化する豪雨災害等を踏まえた防災・減災対策の充実強化等について

全国各地で甚大化・頻発化する豪雨災害等の教訓を踏まえ、防災情報の一層の精度向上や伝達手段の多様化を踏まえた支援等を充実強化するとともに、被災者生活再建支援制度を拡充すること。

【背景理由等】

全国各地で甚大化・頻発化する豪雨災害等では多くの課題が浮き彫りとなりましたが、コロナ禍の分散避難等の新たな対策や、災害対策基本法の改正による避難情報の見直しなど、避難の在り方そのものが変容している中、住民の適切な避難行動に繋がる避難対策等の推進が極めて重要となります。

また、市町村における迅速な避難指示等の発令のため防災気象情報の一層の精度向上と情報提供の充実強化を図るとともに、SNS等の活用など防災情報の伝達手段の多様化を踏まえた支援等の充実強化を図る必要があります。

さらに、被災者の早期の生活再建を図るためには、中規模半壊まで拡大された被災者生活再建支援制度の一層の充実が求められるとともに、店舗等の非住家の罹災証明書が、なりわい再建補助金、信用保証などの各種支援制度や地震保険の適用に必要となっていることから、非住家の被害認定に係る指針の明確化が必要となっております。

また、災害発生時の死者・行方不明者の氏名公表については、各自治体の判断に委ねられていますが、南海トラフ地震のように全国で同時に多数の死者・行方不明者が発生した場合、都道府県間で氏名公表に関する見解が分かれ、混乱が生じるとともに災害応急対応に支障が生じる可能性があります。

【具体的な提言事項】

（１）避難情報の伝達

住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針に基づき、適正な住民の避難行動を促すための支援対策を強化すること。

①分散避難等への新たな対策や避難情報の見直しの地方自治体や住民等への周知徹底をはじめ、高齢者などの要支援者の避難の実効性向上に向けた対策等に対して必要な支援を行うこと。

②スマートフォンやSNSなどの様々な情報伝達手段を活用した避難行動支援策等の地方自治体の取組に対して支援を行うこと。

（２）防災情報の精度向上

防災気象情報の精度向上を推進するとともに、住民の迅速・的確な避難行動を支援するため、避難情報を発令する地方自治体への防災気象情報の提供の一層の充実・強化を図ること。

(3) 被災者生活再建支援制度の拡充

「被災者生活再建支援制度」では、中規模半壊まで支給適用範囲が拡大されたが、引き続き被災者が一日も早く日常生活を取り戻すためさらなる充実を図ること。

また、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

あわせて、近年、非住家の罹災証明書が各種支援制度や地震保険の適用に必要となっている状況等を踏まえ、非住家の被害認定に係る指針等を明確化すること。

(4) 災害発生時の死者・行方不明者の氏名公表

災害発生時の死者・行方不明者の氏名等公表については、法令上の根拠を明確にすること。

なお、複数県に死者が発生するような広域災害時に、都道府県で氏名等公表の対応にバラツキが生じ、円滑・迅速な公表等に支障が生じないよう、全国統一の公表基準について引き続き検討に努めること。

2 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興について

四国地方の基幹産業である農業の復旧・復興のための支援を行うこと。

【背景理由等】

平成30年7月豪雨災害により、四国の基幹産業である農林水産業については、農作物はもとより、農地、農道やため池などの農業用施設、農業用ハウス、共同利用施設、林道、林産施設、漁港施設など、これまで長年にわたり築き上げてきた生産基盤が大きなダメージを受け、その被害額は四国全体で940億円を超える、未曾有の大災害となりました。

被災地においては、早期の営農再開と収穫確保に向け、発災直後から関係者が一丸となって取り組んできたところであり、損壊した農地や農業用施設等についても、順次、復旧が完了しているところ です。

また、被災県の農業を支えるかんきつ等の果樹園地などについては、原状への復旧のみならず、急 傾斜で作業条件の悪い園地も多く、高齢化や労働力不足が深刻化する産地の現状を踏まえ、作業効 率が良い、より高収益が望める、かつ災害にも強い農地への再編や、新技術・新品種の導入など、被災 前より進化した産地づくりにも取り組んでいます。

しかしながら、十分な収穫が得られるようになるまでには少なくとも数年が必要となるため、生産 者が将来に明るい展望を抱けるよう、産地の実情に応じ、十分かつ継続的な支援を行う必要がありま す。

【具体的な提言事項】

（1）四国地方の基幹産業である農業の復旧・復興

復旧・復興に長期間を要する果樹園地等について、被災前より生産性が高く、災 害に強い農地に再生する取組等に対し、きめ細かな支援を行うこと。

3 南海トラフ地震に備えた震災対策の推進について

四国地方においては、南海トラフ地震等の発生によって甚大な被害が想定されることから、被害の軽減・早期復旧に向け、実効性ある各種の地震防災・減災対策に加え、事前復興の取組を推進すること。

【背景理由等】

平成23年3月11日に発生した『平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震』は、我が国の観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録し、東日本を中心に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となっています。

四国地方では、およそ100年から150年の間隔で繰り返し発生する南海トラフ地震によって、甚大な被害を受けており、また、国の地震調査委員会によれば、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70%～80%とされるなど、県民の生命、財産を守るための防災・減災対策を速やかに進めることが、4県共通の喫緊の課題となっております。

平成13年3月の芸予地震では、愛媛県において大きな被害を受けたところであり、さらに、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月の能登半島地震と、震度7を超える大規模地震が過去10年で3回発生し、周辺地域に甚大な被害をもたらしており、今後、四国地方においても、南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や中央構造線断層帯による大規模直下型地震、太平洋岸地域での遠地津波などによって、甚大な被害が想定されます。

特に、南海トラフ地震が発生した場合、内閣府の発表では、これまでの想定をはるかに超える「津波高」や「地震動」などが予測されており、従前以上に住民の不安は高まっています。

四国4県では、内閣府の発表を踏まえ、より詳細な地形データや河川データ等を収集し、県独自の新たな被害想定を取りまとめ、それに基づく地震・津波対策に取り組むとともに、ハード・ソフト両面の防災・減災対策を、市町村とともに、できることから速やかに推進しているところです。また、南海トラフ地震で発生する四国4県の災害廃棄物発生量は約6,900万トンと推計されており、膨大な量の災害廃棄物は、生活再建の第1歩となるその処理に長期の時間を要し、復旧・復興の妨げとなることが予想されるほか、復興には幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、事業に多大な労力と時間を要することから、迅速かつ円滑な復旧・復興を可能にするため、事前復興の取組が重要となります。

南海トラフ地震により大規模な被害が想定される地域においては、命を守る対策である津波対策や、それらの対策の実効性の前提となる住宅をはじめとする建築物等の耐震対策に、優先的に投資していく必要があります。また、令和元年5月に、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始しました。国民の命を守るためにはこの情報が発表された際の防災対応を早急に進めていく必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 災害に備える

①「国家的プロジェクト」としての地震防災対策の推進

地震防災対策を「国家的プロジェクト」として位置づけ、医療救護体制の強化など多くの課題に専属的に取り組む部署を設置し、専門家や地方の意見も取り入れながら、効果的な被害軽減対策を推進するための研究や対策を前倒して推進すること。

②四国地域全体の地震観測体制の強化

四国地域全体の地震及び津波の調査・観測・伝達体制の強化を図ること。特に、紀伊半島沖から日向灘周辺に地震・津波観測監視システムを整備後、地震の発生メカニズムの理解の進展や発生予測の高度化につなげる調査・観測・伝達体制を早急に整備すること。

③地震発生時に迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できる体制の整備及び国主催の広域的な地震災害対応訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確な災害応急対策活動が実施できるよう、活動体制を整備するとともに、四国全体を対象とした国主催の広域的な地震災害対応訓練を実施すること。

④従来の発想にとらわれない「防災・減災対策」の推進

高速道路盛土のり面の「陸の防潮堤」・「避難場所」としての活用や、高台への避難路の整備、ケーブルテレビ網を活用した災害情報伝達システムの整備など、従来の発想にとらわれない防災・減災対策を推進すること。

特にハード面の整備においては、多くの時間と費用が必要となることから、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の予算を例年以上の規模で確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和7年度を初年度とする国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

⑤緊急防災・減災事業債の制度の継続・拡充

緊急防災・減災事業債については、防災拠点の整備や耐震化、災害対応のための情報網の構築等に限定されている対象事業を、非常用備蓄の促進や孤立集落対策等、国土強靱化地域計画に位置付けている事業に幅広く、柔軟に適用できるように拡大すること。また、同事業債は令和7年度までの時限措置とされているが、地方の意見を十分に踏まえ、恒久化を含む継続の検討を行うこと。

⑥事前復興の定義付けと包括的に支援する新たな交付金制度の創設

事前復興について、災害対策基本法をはじめとする関係法令や国の計画に定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援する交付金などの支援制度を創設すること。

⑦防災対応の実効性を確保する体制づくり

南海トラフ地震臨時情報に関する国民の理解が深まるよう、国において継続的に啓発を行うとともに、自治体の実施する同情報の啓発に対する人的支援や財政支援の実施等の充実・強化を図り、「防災対応」の実効性を確保する体制づくりを行うこと。

⑧発災後の迅速かつ円滑な「廃棄物処理」実現のための支援の充実

発災後の迅速かつ円滑な「災害廃棄物及び避難所ごみやし尿の処理」を実現するため、収集運搬車両等の資機材及び仮置場の確保、仮設焼却施設の設置、都道府県を越えた広域処理体制の構築等、事前に具体的な検討ができるよう、災害廃棄物対策ブロック協議会の開催や、各種モデル事業の実施、広域合同訓練の実施、手引きの作成、仮置場の候補地の選定に向けた国有地のリストの提供等、効果的な市町村支援を充実させること。

⑨被害想定の見直しに係る支援

国においては、南海トラフ地震の被害想定の見直しに向け、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害算定の計算手法等の技術的な検討に着手しているが、見直しに際しては、津波防災地域づくりに関する法律における「津波浸水算定の設定の手引き」（国土交通省策定）と整合性を図りつつ、検討内容について、地方に対して適切に情報提供を行うとともに、国の被害算定の見直しを踏まえ、自治体が見直しを行う際には、技術的助言や財政面での支援策を講じること。

（２）揺れに備える

①公共施設の耐震性の向上等による震災に強いまちづくりの整備

南海トラフ地震の発生を念頭に置いた震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上やため池防災・減災対策としての老朽ため池の整備促進及び耐震診断やため池の耐震化整備、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの必要な予算を確保すること。あわせて、海岸保全施設・津波の遡上が予想される河川の堤防・津波避難施設・防災情報伝達設備の整備、緊急輸送路確保のための道路整備及び橋梁・法面等の強靱化、耐震強化岸壁等の港湾、漁港の整備や土砂災害からの保全、重要なライフラインである上下水道施設の耐震化、特に命の道としての「四国８の字ネットワーク」の整備促進、緊急輸送や救命活動拠点等としての空港の耐震化促進、河川・海岸堤防や防波堤の耐震化・粘り強い構造化等、既存施設の維持や改良を含む施設整備の推進について、東日本大震災を踏まえた最新の知見に基づき行うとともに、総合的かつ計画的な施設整備の実施を図るため、予算の重点配分を行うこと。

さらには、人の命を守り、被災すれば必要となる莫大な復興費を縮減する観点からも、巨大地震・津波に備えるための事前防災に必要となる財源を確実に確保すること。また、四国における防災基盤等の整備を加速するため、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の予算を例年以上の規模で確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、５か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和７年度を初年度とする国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

②公立小・中学校等施設の老朽化対策、耐震化等の国土強靱化の推進に係る補助制度の拡充及び公立高等学校等施設に係る財政支援制度の創設

公立小・中学校等施設の老朽化対策、耐震化等の国土強靱化の推進に係る補助制度の拡充を図り必要な財源を確保するとともに、公立高等学校等施設については、

公立小・中学校等施設と同様の財政的支援制度を創設すること。特に、非構造部材の耐震対策について、国において十分な支援を行うこと。

③私立学校施設の耐震化に係る補助制度の拡充・延長及び必要な財源の確保

私立学校施設の耐震化に係る補助制度のさらなる拡充・延長と必要な財源を確保すること。

④自治体の実施する住宅の耐震改修助成制度への補助制度の拡充

耐震性が不足している住宅の耐震性確保をより一層促進するため、耐震改修や簡易な耐震改修と併せて行うリフォームや火災予防対策を防災・安全交付金の基幹事業の対象とすること。

⑤水道施設の震災対策の推進

水道の震災対策として、基幹管路及び配水池や浄水場などの基幹施設、また、災害時に重要な拠点となる施設（医療機関、避難所等）への供給ラインの耐震化を促進するため、必要な施策を講じること。

特に、水道施設耐震化事業に対する交付金の採択基準については、四国全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることを踏まえ、全水道事業体に対し、資本単価をはじめとする各種要件の撤廃と交付率の嵩上げを図ること。また、水道施設等の耐災害性を強化するため、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において国が掲げた「令和10年度までに基幹管路の耐震適合率60%」の目標を達成するため、補助対象の一層の拡大のほか、国土強靱化実施中期計画を令和6年内に策定し、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組み、水道施設の震災対策を推進すること。

⑥緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去に係る財政支援

発災時の重大事故や救援活動の遅れを防ぐため、緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去事業が全国的に推進されるよう、当該撤去事業を消防防災施設整備費補助金の補助対象事業又は緊急防災・減災事業債の起債対象事業に追加すること。

⑦終了した医療施設耐震化臨時特例交付金と同様の継続的な助成制度の新たな創設

災害時に重要な役割を果たす医療機関の耐震化や津波対策のための移転改築等を促進するため、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策」に改めて病院の耐震化等を位置づけるとともに、平成24年度まで予算化されていた医療施設耐震化臨時特例交付金と同様の継続的な助成制度を新たに創設すること。また、医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備事業）に必要な財源を安定的に確保するとともに、補助基準額や対象となる構造耐震指標値を引き上げ、有床診療所も補助対象とすること。

（３）津波に備える

①津波発生時における避難路等の整備事業に対する補助制度の拡充

津波発生時における適切な避難先を早急に確保するため、集落の避難路等の整備について、防災・安全交付金の予算を拡充すること。

②社会福祉施設等の近辺における津波に強い避難施設の整備促進

高齢者・障がい者等の災害時要配慮者及び避難に時間を要する子どもが入・通所

する社会福祉施設等の耐震化や高台移転に十分な支援を行うとともに、周辺地域における津波に強い避難施設の整備が加速化するよう、必要な施策を講じること。

③医療機関が単独で高台移転等可能な助成制度の創設

津波浸水地域にある医療機関が、早期にかつできるだけ少ない負担で高台等に移転できるよう、地域住民の合意などに時間を要する集団移転促進事業とは別の枠組みで、病院が単独で高台等に移転できる新たな助成制度を創設すること。

(4) 火災に備える

①石油やガスの2次基地等における施設の耐災化に係る補助事業の創設・拡充

石油精製・元売会社系列以外の中小事業所が設置している油槽所の耐災化を推進するため、「石油コンビナートの生産性向上及び強靱化推進事業」の補助対象を中小企業にも拡充すること。

また、ガス事業者が設置している施設の耐災化を推進するため、令和2年度で終了した「高圧ガス設備の耐震補強支援事業」と同様の支援事業を創設するとともに、その補助対象に中小企業も含めること。

あわせて、地方自治体等が防護柵整備などの津波対策を行うために補助事業を拡充すること。

(5) 早期の救助救出と救護を行う

①DMAT（災害派遣医療チーム）の計画的な養成及びDPAT（災害派遣精神医療チーム）等の整備促進に係る支援

災害急性期には多くの災害医療従事者が必要となるため、医療救護活動の中心的役割を担うDMAT（災害派遣医療チーム）については、想定される負傷者数などの定量的な分析に基づいて計画的に養成するとともに、都道府県が実施する研修を修了した者を対象とした研修枠（4日→2.5日に短縮）や欠員補充のための個人枠などのDMAT研修枠をさらに拡充すること。また、各都道府県において整備することとなっているDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）及びDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）についても、財政的支援及び研修体制の確立を行うこと。

②長期かつ広域的な救護体制の構築

大規模災害発生時に、被災地以外の都道府県からの広域的な支援を被災地が適切に受援できるよう、DMATの組織的な編成・運用など、総合的な調整を行う体制を構築すること。

また、福祉避難所の運営支援や、社会福祉施設の早期事業再開の支援には、被災地外から組織的に人的支援を実施する必要があるため、DWA Tの活動内容の拡充と合わせて、国が主導する総合的な派遣調整体制を構築すること。

併せて、発災直後の救命に重点をおいたこれまでの災害医療体制に加え、被災地域の医療機関の継続的な活動への支援や、避難所等における被災者の健康状態の悪化への対応など、医療・保健・福祉が連携した長期にわたる、広域的な被災者への支援体制を早急に構築すること。

③情報通信手段や自家発電機、医療用水等の確保に係る支援

大規模災害発生時にはライフラインの途絶や道路等の寸断により、孤立する医療機関が数多く発生することが予想されることから、衛星携帯電話などの情報通信手段の確保や、医療機能を維持する上で不可欠となる自家発電機や医療用水等の確保のための支援措置を災害拠点病院に止まることなく講じること。また、人工呼吸器患者にとって停電は命に関わることから、当該患者が自宅で非常用電源を保有できるように支援制度を構築すること。

④医療救護所に必要な資機材の整備や診療機能を備えた医療モジュールの迅速な展開

より負傷者に身近な医療救護活動の場となる医療救護所や医療機関のほか、地域の防災拠点等への必要に応じた資機材の整備を支援するとともに、重症患者への対応も可能な医療モジュールとその運営人材を迅速に展開できるよう、早急に体制を構築すること。

⑤外傷初期対応研修の制度創設及び応急手当講習の拡充支援

地域の全ての人材に医療救護活動への参画が求められることから、全ての医療従事者に外傷初期対応の研修機会を提供する全国的な制度の創設や、一般住民向けの応急手当講習の拡充に向けた支援を行うこと。

⑥災害時の医療救護活動に必要な医薬品等の確保、供給体制の検討及び医薬品等の備蓄に係る費用に対する財政支援

災害時の医療救護活動に必要な医薬品等が迅速に供給されるよう、医薬品等の備蓄品目の見直しや、医薬品の生産拠点が被災する可能性等も考慮した供給・流通の確保などを国において検討するとともに、医薬品等の備蓄に係る費用への支援措置を講じること。

⑦中山間地等における孤立化対策に係る補助制度の創設等の財政支援

中山間地等における孤立化対策として、ヘリコプター駐機スペースの確保等の事業を実施する自治体に対して、補助制度を創設するなど、財政支援を図ること。

⑧迅速・的確な警察活動を実施するための施設・資機材の整備及び警察通信機能維持のために必要な財政措置の拡充

大規模災害発生時に、被災状況等の情報収集、被災者の避難誘導・救出救助、行方不明者の搜索、交通対策等の災害警備活動及び治安維持活動等を迅速・的確に実施するため、その拠点となる警察施設及び災害警備活動用の装備資機材のさらなる整備を図るとともに、各行政機関との連携に不可欠な警察通信機能を維持するために必要な財政措置を拡充すること。

(6) 被災者や被災地の支援を行う

①応援職員の派遣時における費用負担の明確化と財政措置

被災自治体に対して応援職員を派遣した場合の国、被災自治体、応援自治体間の費用負担のあり方を明確化し、各自治体に対して十分な財政措置を講じること。

②在宅の要配慮者に対する支援活動への財政支援

被災にあった都道府県からの要請の有無に関わらず、地方自治体が、社会福祉施設の介護職員等を募り、被災にあった都道府県で、在宅の要配慮者に対して介護等の支援活動を行った場合には、支援に要した人件費・交通費・滞在費等の経費を国において負担するよう財政上の支援措置を講じること。

4 水害・越波・土砂災害等に対する災害予防対策について

水害・越波・土砂災害等の未然防止や軽減を図るため、災害復旧や再度災害防止の対策のみならず、災害予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すること。

【背景理由等】

四国地方では、平成30年7月の豪雨により、激甚な水害・土砂災害が発生し、幾多の生命と財産が失われました。近年、平成16年、17年、23年、26年、29年、30年、令和2年と相次ぐ台風の襲来や集中豪雨など、地球規模の気候変動による異常豪雨の発生は増加傾向にあり、水害・越波・土砂災害の発生が今後さらに多くなる恐れがあります。

特に、四国においては、人口一人あたりの水害被害額は、全国平均を大きく上回るにもかかわらず、必要な河川整備は十分実施されていない状況であります。また、ゲリラ豪雨など、市街地に降った雨水を排除する内水排除のための下水道整備も必要とされているほか、海岸堤防においては、浸食された海岸の越波被害が増大するなど整備の必要な海岸への対応が遅れています。

このような状態が続けば、我々が目指す安全で安心な国土づくりにも大きな障害となる恐れがあります。また、被災箇所の後追いの対応に迫られ、災害対策の基本である予防対策もままならない状況になっています。さらに、平成30年7月豪雨では、災害時の応急復旧に対応できる設備をあらかじめ準備しておく必要性が明らかになったところです。

河川・ダム・上下水道・海岸・港湾・漁港・砂防・治山事業等は、水害・越波・土砂災害・山地災害から国民の生命と財産を守り、経済・社会活動の基盤となるものであり、その推進は国の最も重要な責務の一つであります。

災害復旧対応や再度災害の防止・軽減のための対策にとどまることなく、災害対策の基本である予防対策として、河川・ダム・上下水道・海岸・港湾・漁港・砂防・治山事業やため池整備事業を確実に実施するための仕組みづくりと併せて、近年、多発する流木災害対策の促進を図る必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）災害防止に必要な予算の確保により、予防対策が確実に実施できる仕組みの構築

水害や越波、土砂災害、山地災害の未然防止や軽減を図り、安全・安心な国土づくりのため、再度災害防止に必要な緊急事業を実施するための予算を災害予防に係る予算とは別枠として確保することにより、災害予防の基本である予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すること。

また、「緊急浚渫推進事業債」については、令和6年度末に期限を迎えることから、期限を延長すること。

（２）四国における河川改修事業・ダム事業・上下水道事業・海岸事業・港湾事業・漁港

事業・砂防事業・治山事業・ため池整備事業等の早期整備

頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靱化の取組を継続的に実施していくため、令和２年１２月１１日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の予算を例年以上の規模で確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、５か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和７年度を初年度とする国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

（３）水道事業の防災対策に係る財源確保及び災害時における浄水機能の早期復旧への対応

ライフラインの一つである水道事業は、平成３０年７月豪雨で浄水場等が被災した結果、長期間の断水を余儀なくされ、早期かつ継続的な耐災害性強化対策の必要性が明らかになったことから、「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」に引き続き令和２年１２月１１日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」における水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び水道施設・管路の耐震化をさらに加速化・進化させるため、資本単価をはじめ各種要件の撤廃や交付率の嵩上げなどの財政支援を拡充するとともに、補助対象の一層の拡大のほか、国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、対策期間完了後においても、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。

また、甚大な災害に備えて、浄水機器等を応急的に提供できる支援体制を整備すること。

（４）様々な手法による効果的な災害予防の推進

土地利用規制と家屋の移転補償を組み合わせるなど、様々な手法を駆使し、費用対効果の高い災害予防を推進すること。

5 地方税財源の充実・強化について

地方が物価高や全国的な賃上げを踏まえつつ、社会保障関係経費の自然増に加え、大規模災害への対策やこども・子育て政策の強化、デジタル変革の加速、地域経済の活性化、担い手確保対策などの財政需要に対応し、自立的、安定的な行財政運営ができるよう、地方財政計画を適正に策定するとともに、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること。

特に、地方交付税の総額の持続的な確保に加えて、条件不利地域や財政力の弱い団体への配慮とともに、地域間の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に向けて引き続き取り組むこと。

また、デジタル田園都市国家構想交付金等については、地方が国による東京一極集中の是正に向けた取組と歩調を合わせ、地方創生をより深化させるための施策やデジタル技術を活用した地域の課題解決、魅力向上の実現に向けた施策等に活用できるよう、自由度が高くかつ継続的な制度とするとともに、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

【背景理由等】

四国4県では、財政の健全化に向け、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革に取り組むとともに、自主的な市町村合併を推進するなど、地方分権時代にふさわしい行政体制の整備を進めてきました。

現在、我が国において、社会保障制度改革等への対応や、地方創生に向けた取組が進められている中で、地方においては、人口減少、少子高齢化、厳しい雇用情勢、物価の高騰や疲弊した地域経済などへの対策に、厳しい行革によって得られた財源などを有効に活用し、懸命に努力しているところです。

また、地方法人課税については、令和元年度税制改正により、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、税源の偏在を是正する新たな恒久的な措置として、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税が創設されているところではありますが、地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを十分担っていく上で、地方税は最も重要な基盤であり、今後も地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る必要があります。

なお、収入金額課税については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している原子力発電所をはじめとする大規模発電施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すべきです。

【具体的な提言事項】

(1) 新興感染症対策・物価高騰対策のための十分な財源の確保

新型コロナウイルスの５類移行後、社会経済活動が正常化する一方、物価高騰の収束が見通せない中、地域経済を立て直すためには、各地域の実情に応じた社会経済対策が今後も必要である。そのため、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金については、国で統一的に対策を講じるべきものと地方の実情に応じて対応すべきものの役割分担を整理した上で、今後の経済状況に応じて、交付金の増額を機動的に行うなど、都道府県が実施する幅広い事業に対し、必要な財政措置を十分に講じること。

また、新興感染症に備えた医療提供体制を確保するため、医療機関が実施する感染症対策のための国庫補助金について、確実な予算措置を行うこと。

（２）人口減少対策や地方創生を進めるための十分な財源の確保

人口減少対策・地方創生は喫緊の課題であり、かつ息の長い取組が必要であることから、地方がそれぞれの地域の実情に応じた積極的な取組を継続的に進めることができるよう、「デジタル田園都市国家構想交付金」を引き続いて措置し、今後とも地方の取組に対する十分な財源を確保すること。

なお、デジタル田園都市国家構想交付金等の制度設計に当たっては、従来の取組の隘路に対応し、地方創生を軌道に乗せるための施策や、地域間連携、民間各セクター等多様な主体との協働や地方のデジタル改革の実現といった地域の創意工夫を最大限に活かした先進的あるいは効果が高いと見込まれる施策などに自由度高くかつ継続的に活用できるものとするとともに、事業実施による自立性を高めるため、事業の継続や事業計画の延長を認めるなど、一層の制度拡充を図ること。また、地方負担分については、確実に地方財政措置を講じること。

（３）地方財政計画の適正な策定

地方財政計画の策定に当たっては、地方財政対策についての事前の地方への情報提供と説明の徹底を図ること。また、南海トラフ地震に備えた緊急防災・減災対策や地域経済の活性化対策、地方創生に向けた人口減少対策、公共施設等の老朽化対策、大幅に増加している社会保障関係経費や物価高騰の影響など、地方の財政需要を確実に反映させ、適切に策定すること。

特に、地方の歳出は、社会保障関係経費の自然増などを給与関係経費や投資的経費の削減努力などで補ってきており、従来のような歳出削減は極めて困難な状況にあることを踏まえ、国の赤字解消のために、効率化重視の視点のみでの歳出改革は行わないこと。

また、地方交付税の算定に当たっては、少子高齢化等が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」の考え方を継続・充実するなど、条件不利地域や財政力の弱い団体の実情を十分に踏まえた財源措置を行うこと。

（４）安定的な地方税体系の構築の推進

令和６年度地方財政計画のように、減税政策による個人住民税の減収を地方特例交付金により、全額国費で補填を行う形で一般財源総額が確保された場合、県税等の自主財源の割合が小さくなる。

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、今後、減税政策を行う場合は国税に限定するなど、地方自治体に財政的・事務的に負担が生じない形で実施するとともに、引き続き、地方税の充実と税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図ること。

(５) こども・子育て政策の強化を進めるための財政措置

全国一律のこども医療費助成制度の創設や不妊治療の保険適用範囲の拡大、幼児教育・保育の完全無償化、学校給食費の無償化等の実現にあたっては、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

(６) 「デジタル田園都市国家構想事業費」の継続・充実

「まち・ひと・しごと創生事業費」と「地域デジタル社会推進費」を統合し、令和５年度に新たに創設された「デジタル田園都市国家構想事業費」を増額すること。併せて地方の意見を十分に踏まえながら、地域の実情やデジタル化の必要度が適正に反映される算定方法とすること。

(７) 地球温暖化対策と気候変動の影響への適応策のための地方財源の確保・充実

新たに創設された「脱炭素化推進事業債」は、地方単独事業を対象としているが、地域の取組を加速化させるため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の地方負担分を対象に追加するなど、さらなる充実・弾力的運用を行うこと。

(８) 地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定に当たっての地方からの意見の反映及び必要な行政サービス水準を確保できる財源の確実な措置

地方公共団体に影響を及ぼす法令の制定や、国が地方に対して新たな事務事業の義務付け等を行う場合には、地方自治の本旨及び地方分権の基本理念に即して、地方公共団体の意見を積極的に反映するとともに、自主財源が乏しい地方公共団体においても必要な行政サービス水準を確保するための実質的な財源を確実に措置すること。

(９) 合併市町村への十分な支援

合併した市町村に対して十分な支援措置を講じること。また、普通交付税の算定にあっては、とりわけ広域化・多様化した合併市町村において生じている周辺旧町村地域の活性化等のための行政需要等を適切に反映した算定方法とすること。

(10) エネルギー価格の高騰対策の拡充

物価高騰は全国的な課題であり、都道府県単位での対応には限界があることから、国民生活や社会経済活動の基盤となる電気やガス、燃料油などの価格の安定に向けて、国が引き続き対策を行うとともに、価格高騰の状況に応じて、ＬＰガスなどを含め支援の拡充等を行うこと。特に、電気料金の改定申請に対しては、厳格かつ丁寧な審査を行うとともに、電気料金の抑制に向けた取組をさらに進めること。

また、短期的な負担軽減策だけではなく、将来にわたり効果が持続するよう中長期的な取組に対する一層の支援を行うこと。

(11) 会計年度任用職員制度の円滑な運用に必要となる財源の確保

会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、令和6年度から施行された勤勉手当の支給に当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

(12) 地方公務員の定年引き上げに係る適切な財政措置

令和5年度から導入された地方公務員の定年年齢の引き上げの円滑な制度移行において、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じるとともに、定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

(13) 地域医療体制の充実・確保に向けた適切な財政措置

医療の先進性を確保し、県民医療の充実を図るため、高度医療・先進的医療のための医療器械の更新等について、リース等の購入以外の手法により調達ができるよう、適切な地方財政措置を講じること。

6 「政府関係機関の四国移転」の実現

「政府関係機関の四国移転」をこれまで以上に推進すること。

【背景理由等】

日本の明るい未来を切り拓いていくためには、「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」に一刻の猶予も許されないとの共通認識のもと、四国4県は、創意工夫を凝らした地方創生の取組を推進しています。

国においては、平成28年3月に「政府関係機関移転基本方針」を決定しましたが、その中で、香川県に「農業・食品産業技術総合研究機構」の四国研究拠点の拡充、愛媛県に「海上・港湾・航空技術研究所（海上技術安全研究所）」の連携・協定による造船技術力強化を図る連携拠点の設置、高知県に「海洋研究開発機構」の連携拠点の機能拡充等を明記し、平成29年4月に、関係者で共同して作成した年次プランが公表され、地域イノベーション等の実現に向けた取組が進められているところです。また、令和2年7月には、「消費者庁新未来創造戦略本部」が新たな恒常的拠点として徳島県に開設されました。この未来本部において実施される、全国展開を見据えたプロジェクトをはじめ、消費者政策の研究や新たな国際業務を支援し、世界モデルとなる成果を創出していきたいと考えています。

「政府関係機関の地方移転」は、企業の本社機能の地方移転を促す起爆剤であるとともに、現場主義による「国民目線に立った政策企画」の強化や、国・地方双方の研究力の強化や研究機関の集積による産業の活性化などにつながるものであり、四国各県民をはじめ国民の期待はきわめて大きいと考えており、政府機関等の四国移転をこれまで以上に推進し、地方創生の加速につなげる必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）「政府関係機関の四国移転」の一層の推進

国においては、既に移転が完了している各政府関係機関等と各県との連携について、引き続き地方の課題に対応した試験研究等に関する予算や機能の確保・拡充を行うとともに、政府関係機関の地方移転について、令和5年度中に行われる統括的な評価の結果を踏まえ、推進すること。

7 地方分権改革の推進について

日本国憲法の国民主権の理念の下、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための地方分権改革を推進すること。

【背景理由等】

政府においては、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部を内閣に設置し、併せて専門的かつ実務的な議論を行う「有識者会議」を担当大臣の下に設置して、地方分権の推進体制を整えるとともに、平成26年から提案募集方式を導入し、地方からの提案内容を踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等を行う「第14次一括法」が成立するなど、地方分権改革に政府一丸となって取り組む姿勢を明確にしています。

広範にわたる地方分権改革の実現に向けた取組はまだ道半ばであり、今後、四国が真に自立した個性的な地域づくりを行っていくためには、国と地方が十分な協議を行い、関係省庁の誠意ある対応を確保しながら、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に応じた税財源のあり方を見直すなど、さらなる改革を推進していく必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）実効性のある「国と地方の協議の場」の実施

地方自治に影響を及ぼす国の政策の立案や見直しにあたっては、法定された「国と地方の協議の場」を実効ある仕組みとして最大限有効に活用し、国と地方が対等の立場で真摯に協議を行うこと。

また、その際には政策の企画立案段階から実質的な協議を行うための分科会も積極的に活用するなど、真の地方分権改革につながる政策決定システムを通じて、国の政策に地域の実情を熟知する地方の意見を的確に反映させること。

（２）地方分権改革の理念に沿った国と地方の役割分担の見直し及び国から地方への事務・事業、権限、財源の一体的な移譲の推進

地方分権改革の理念に沿い、国と地方の役割分担の徹底的な見直しを行うとともに、住民に身近な事務は地方で総合的に担えるよう、事務・事業、権限、財源の一体的な移譲を推進すること。

（３）提案募集方式における適切なフォローアップの実施

平成26年からの提案募集方式における地方からの提案等のうち、「検討を行う」とされているものについて、国において適切なフォローアップを実施するとともに、「実現できなかったもの」について、対応済みとして整理するのではなく、再度提案があった場合はその実現に向けて積極的に検討すること。

また、地方が直接、事務処理に関係しない事項であっても、地域が創意工夫あふれる施策が展開できるよう、地方創生の観点から広く「提案募集」の対象とすること。

さらに、今後の提案募集においては、地方から提示された支障事例等を踏まえ、国が十分に立証責任を果たし、可能な限り地方の提案を実現できるよう努めること。

(4) 地方に対する法令による事務の義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小並びに一層の規制改革の推進

地方の自主性・裁量性を拡大し、地域の特性に応じて事務執行が行えるよう、国の関与全般をチェックする組織的な仕組みの創設について検討するとともに、さらなる「義務付け・枠付けの見直し」を行うこと。

特に、国が積極的に計画等の策定の見直しに取り組むことも含め、計画策定等を規定する法令等の見直しや、計画の統廃合、他団体との共同策定を可能とするなどの見直しを行うこと。

また、地方の効率的な行財政運営や政策目標の達成を阻害している規制についても、廃止や大幅な緩和を図るなど、一層の規制改革を推進すること。

(5) 地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正策とは、一体不可分のものとして取り扱い、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができる地方税財政制度の整備を図ること。

8 参議院議員選挙における合区の解消について

憲法改正等の抜本的な対応により、各都道府県から少なくとも1人の代表が選出されるよう、合区を確実に解消すること。

【背景理由等】

我が国では、大日本帝国憲法の制定にあわせて府県制が整備されて以降、都道府県が住民の意思や意見を集約する民主主義の基盤としての役割を担ってきました。

こうした背景のもと、参議院においては、創設時から一貫して都道府県を単位として代表を選出し、地方の声を国政に届けるという重要な役割を果たしてきたところです。

しかし、平成28年7月の参議院議員選挙において、憲政史上初めて「合区選挙」が執行され、「投票率の著しい低下」など様々な弊害が顕在化しました。特に、自県を代表する議員を選出できなかった県民からは大きな失望の声が上がり、国民の参政権にも大きく影響を及ぼす事態を引き起こしました。

これを受け、四国知事会においては、平成29年度以降毎年、合区の解消に関する緊急提言を決議し、国に対する提言活動を実施してきました。

さらに、全国知事会をはじめとする「地方六団体」においても、全ての団体において「合区解消」や「参議院選挙制度改革」に関する決議を行うなど、地方の切実な思いを国に訴えてきたところです。

その結果、平成30年7月に成立した改正公職選挙法により、「各都道府県の代表が選出されない事態を回避する」という緊急避難措置が講じられたものの、合区の解消には至っていません。

合区構成県においては、その後も投票率が過去最低を更新する事例が相次いでおり、合区に起因する弊害はさらに深刻度を増しています。

合区制度では、合区した県の間で利害が対立するような問題が生じた場合、国政に両県民の意思を反映していくことが難しくなります。また、今後、合区対象県は4県にとどまらず、さらに拡大していくおそれがあり、その結果、地方創生や人口減少対策などの国政の重要課題の解決において、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなる状況が生じます。

このように我が国の民主主義の根幹を揺るがす合区制度の固定化はもとより、合区対象地域のさらなる拡大は絶対に避けなければなりません。

令和4年7月に行われた参議院議員通常選挙を巡る「一票の較差」訴訟において、去る10月、最高裁判所が示した判決理由に見られるように、「較差の更なる是正を図ること等は喫緊の課題というべき」状況に変わりはなく、今後は合区の拡大にとどまらず、選挙制度自体を大きく変更しなければならない事態も想定されます。

合区を解消し、各都道府県から少なくとも1人の代表を選出するためには、憲法改正や法改正も含めた具体的議論を早急に進める必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）各都道府県から少なくとも１人の代表を選出するための合区解消

各都道府県から少なくとも１人の代表が選出され、地方の多様な意見が国政にしっかり反映されるよう、十分な国民的議論のもと、憲法改正や法改正も含めた対応により合区を確実に解消すること。

9 持続可能で活力ある地域の創造について

南海トラフ地震に備えた事前防災・減災対策を早急に実施できるよう財政支援の充実を図るとともに、集落の維持・活性化に向けて、辺地指定の要件を緩和し、辺地対策事業債の対象にソフト事業を追加すること。

【背景理由等】

四国地方は、人口の減少や市町村合併により施設の統廃合が進み、廃校舎をはじめとする遊休公共施設が増加しています。

こうした中、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の解体撤去については、地方債の特例措置が講じられたところです。

しかしながら、南海トラフ地震の際に倒壊の恐れがある耐震性の低い遊休公共施設は、事前防災・減災の観点から早急に解体撤去を行う必要がありますが、過疎地域の市町村や過疎市町村を抱える都道府県は、財政状況が厳しく、十分対応できない状況にあります。

さらに、人口の減少等により、辺地の要件を満たさない集落が増加し、集落の存続が危ぶまれていることから、集落再生を実現するため、辺地指定の要件緩和とソフト面からの支援が必要であります。

【具体的な提言事項】

（１）都道府県や市町村が行う老朽化した公共施設の解体撤去費用への交付税措置

財政の厳しい都道府県や市町村が行う、事前防災・減災の観点から老朽化した公共施設の解体撤去を行う場合については、地方債の元利償還に対する交付税措置を講じること。

（２）辺地の要件緩和

集落再生を実現するため、辺地指定の要件（辺地度数加算、人口要件）を緩和するとともに、辺地対策事業債の対象にソフト事業を追加すること。

10 地域における医師の確保対策について

地域において適切な医療を享受できる体制を整備するため、医師不足地域の医師確保対策を充実すること。

【背景理由等】

四国の各県においては、山間部や離島などのへき地のみならず、県庁所在地以外の医療機関を中心に依然として深刻な医師不足が続いており、医師確保対策が課題となっています。

このような中、平成 30 年度から開始された新専門医制度では、地域偏在を解消するため、専門医資格の更新時に 1 年間の地域勤務を要件とすることなどが議論されていますが、運用にあたっては地域の実情に即した制度設計が望まれます。

また、令和 2 年度に開始された「医師不足地域で勤務した医師を認定する制度」については、認定医師に対するインセンティブを充実させることにより制度の効果を高めるなど、早急により具体的なかつ効果的な対策を実施する必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）専門医資格の更新において比較的医師が少ない都道府県での勤務の義務化等実効性のある対策の構築

専門医資格の更新について、更新 1 期目までに最低 1 年間を医師が比較的少ない都道府県で勤務し診療実績が認定された場合は、更新に必要な講習の受講が一部免除となるが、1 年間の勤務は義務ではないことから、当制度の効果は不透明である。比較的医師が少ない都道府県で勤務することを義務とするなどの実効性のある対策を講じること。また「比較的医師が少ない都道府県での勤務」については、各県が策定した医師確保計画での医師少数区域等のもとより、周産期医療に携わる産科・小児科の医師など、地域での確保が困難な診療科を対象とするなど、地域の実情に即した制度設計とすること。

（２）医師不足地域で勤務した医師を認定する制度の普及

医師不足地域で勤務した医師を認定する制度について、管理者要件に認定医師であることを加える病院の範囲の拡大を早期に検討すること。あわせて、医師不足地域における経験期間を延長するなど認定要件をより充実させるとともに、認定医師が所属する医療機関への補助金に係る国の負担率の引上げを行うこと。

11 ドクターヘリの運航に対する財政支援及び医療提供体制推進事業費補助金制度の改善について

ドクターヘリの安定的な運航体制の確保のため、ドクターヘリ単独の恒久的で柔軟性の高い財政支援制度を創設すること。また、救急医療や周産期医療など、地域医療の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金について、補助基準額に応じた交付がなされるよう制度改善すること。

【背景理由等】

ドクターヘリの安定的な運航体制の確保については、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」において、「地域の実情を踏まえつつ全国的に整備することを目標（同法第3条第1項）としており、国の責任において推進されるべきものです。

ドクターヘリの運航経費については、県の財政負担が大きく、安定的な運航体制を確保するための国の財政支援がなければ、ドクターヘリ事業の継続に重大な支障を来すことになります。

また、ドクターヘリの運航経費に係る「ドクターヘリ導入促進事業」は、「医療提供体制推進事業費補助金」のメニューのひとつとなっておりますが、当該補助金は、当初計画ベースで必要額の69.0%（全国の交付率：令和5年度）にとどまっており、全体の必要額が確保されていません。国は、「ドクターヘリ導入促進事業」に100%配分したとしていますが、その場合、その他の事業は59.6%にまで低下する状況にあります。

このため、ドクターヘリ事業を含む「医療提供体制推進事業費補助金」対象事業については、救急医療や周産期医療など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために不可欠な事業であるにもかかわらず、県費での補填や事業の縮小・中止を余儀なくされています。

【具体的な提言事項】

（１）ドクターヘリの運航に対する財政支援

医療提供体制推進事業費補助金は、交付額が事業計画額を下回る状況が続いており、ドクターヘリの運航経費については、将来にわたって、国費分を確実に確保できるかどうか不透明な状況となっているほか、格納庫等の維持管理費などの補助対象外経費も発生していることから、安定的な運航体制の確保ができるよう、恒久的かつ柔軟性の高い財政支援制度を整備すること。

また、予期し得ない急激な燃料費の高騰に対しては、国庫補助の加算措置を設けるとともに、地方負担分には地方財政措置を講じること。

（２）医療提供体制推進事業費補助金制度の改善

当該補助金については、地域医療の推進に不可欠な補助金であるため、補助基準額に応じた交付がなされるよう法律補助とするなど、同補助金制度の改善を図ること。

12 在宅医療及び介護との連携の推進について

山間部・中山間地域等、過疎化の進行や地理的条件から在宅医療を提供する事業者の経営が成り立ちにくい地域にあっても、在宅医療が選択できる制度設計を行うこと。

【背景理由等】

四国山地を有する四国地方は多くの山間部・中山間地域を抱えていますが、こうした地域では過疎化が進行している上、地理的条件から集落が点在し、道路事情の悪さや移動時間の長さなどにより訪問サービスの効率が悪くなっています。

現在の国の在宅医療・介護の支援制度は都市部を想定して設計されており、事業の効率的な運営が困難な地域では、在宅医療に必要な訪問看護ステーションなどの事業者の経営が成り立たない状況にあります。こうした地域にあっても、サービスが提供される仕組みづくりが必要です。

現在、訪問看護ステーションから長時間移動をする場合、加算措置がありますが、移動時間の要件が1時間以上と非常に長時間であることや、訪問看護ステーションの所在地によって加算ができない地域があることから、効果的な制度となっていない状況があります。

また、人口が密集し在宅医療・介護資源が豊富な都市部においては、機能分化・専門化を行うことで効率的なサービスが提供可能ですが、人口が点在し、資源が限定的な中山間地域においては1機関が複数の役割を実施するなどの対応が求められます。

このために、訪問看護ステーションでは対応が困難な訪問看護需要を、医療機関からの訪問看護で充当することも検討する必要がありますが、医療機関からの訪問看護においても、移動時間の要件が1時間以上の加算措置しか中山間等地域性に関する加算が設けられておらず、訪問看護の普及の障害になっていると考えられます。

【具体的な提言事項】

（１）訪問サービスが不採算な地域における在宅医療の推進

過疎化の進行や地理的条件等により訪問によるサービスが不採算な地域にあっても、必要な訪問看護需要を満たすことができるよう、訪問看護ステーション及び医療機関が一定時間以上の移動を要する場合の加算条件を緩和すること。

13 介護保険制度の充実・強化について

介護ニーズが増大する中、事業所による円滑で安定的な介護サービスの提供が可能となるよう介護保険制度の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

四国の各県においては、介護サービス提供事業者等の多くが介護職員処遇改善加算の利用などで職員の早期離職の防止と職場への定着に努めているところですが、今後も増大する介護ニーズに対応するためには、こうした加算を定量的かつ継続的な仕組みとする必要があります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、事業所からの遠隔地や利用者が特に少ない中山間地域等においては、サービス提供に支障が生じることのない介護報酬の仕組みとすることが必要です。

さらにその際には、現行の特別地域加算等では利用者の自己負担が増加する仕組みとなっていることから、利用者の負担割合を通常地域と均衡が取れる率まで低減するといった低所得者に対する軽減制度の拡充などの配慮が必要です。あわせて、地域包括ケアシステムの根幹となる訪問看護等の軽減対象サービスへの追加や、軽減措置の実施主体に医療法人を追加するなどといった拡大措置も欠かせません。

「令和6年度介護報酬改定(案)」において、各サービスの基本報酬が全体的に「1.59%」へ引き上げられる中、訪問介護系のサービスの基本報酬のみが減額されました。訪問介護事業所の多くは小規模事業所であり、職員の高齢化、人材不足の不安定要素を抱える中、移動距離等が報酬に十分反映されておらず、昨今の燃料費高騰の影響もあり、経営が不安定であることから、地域の実情を踏まえた訪問介護事業所等の報酬を設定することが必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 恒久的な処遇改善につながる制度の確立

介護職員処遇改善加算を介護報酬の基本部分に組み込んだ上で、恒久的な制度として確立すること。

(2) 中山間地域等の条件不利地域において在宅介護サービスが可能となる介護報酬の設定

中山間地域等の条件不利地域においても、必要とされる在宅介護サービスの提供・確保が可能となるような介護報酬の単価設定とすること。また、その際には、利用者負担の上昇についての十分な配慮などを行うこと。

また、業務効率化や見守り・相談のために、「地域医療介護総合確保基金」のメニューを拡充し、利用者宅へのＩＣＴ機器の設置、複数年の通信費や維持費を補助の対象とするとともに、補助上限額を引き上げることにより、ＩＣＴ活用支援の充実を図ること。

- (3) 中山間地域等で在宅サービスを提供する事業者の実態に合った介護報酬の設定
在宅介護の中心を支える訪問介護業所等の介護報酬について、基本報酬の基本部分に移動距離を十分に踏まえた制度とすること。

14 認知症施策の推進について

認知症の人と家族を支えるための社会資源の整備に国が主導的な役割を果たすとともに、地域における認知症支援体制の構築に向けての広域的な機能強化について積極的な支援を行うこと。

また、認知症疾患医療センターの十分な運営財源の確保を図ること。

【背景理由等】

我が国においては、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も急速に増加していくことが予想されています。認知症になったとしても、住み慣れた環境で安心して暮らし続けることができる社会にするためには、地域全体で支える体制の構築が欠かせません。

そのためには、認知症の人を支えるための社会資源の整備に国が主導的な役割を果たすことはもとより、市町村が地域の状況に応じた認知症支援体制を構築できるよう、県が広域的な支援を行うことが必要です。

また、認知症の人を地域全体で支えるために、まずは保健、医療、介護、福祉等の関係機関の緊密な連携による早期発見、早期対応が重要であり、地域連携や専門職への教育の核となる「認知症疾患医療センター」は極めて有効です。

国は、認知症施策推進大綱において、認知症疾患医療センターを全国500か所、2次医療圏ごとに1ヶ所以上の設置を目標に掲げて整備を進めているところですが、既指定のセンターの運営の安定に向けた財源の確保など、十分な予算措置がなされていません。

加えて、認知症などにより判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らすためには、本人の権利を守り支援する「成年後見制度」の重要性が高まっているが、費用面の不安や支援の担い手不足により、本来支援が必要な方が制度を利用できていない状況にあります。

【具体的な提言事項】

（１）都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援

認知症施策において、住民にとって身近な基礎自治体である市町村が十分に役割を果たせるよう、地域の実情を踏まえ、都道府県の広域的な事業の取組に対する積極的な支援を行うこと。

（２）認知症疾患医療センターの安定運営に向けた運営財源の確保

既指定の認知症疾患医療センターの安定的な運営等に向けた運営財源を確保すること。

（３）認知症の人や家族に対する公的救済システムの構築

認知症の人や家族が安心して暮らしていけるよう、損害賠償責任に関する法整備など公的救済システムを構築すること。

（４）成年後見制度のさらなる利用促進

誰もが「成年後見制度」を利用できるよう利用者の負担軽減を図るとともに、基礎自治体が十分な役割を果たすための財源を確保するなど、権利擁護支援の充実に向けた積極的な支援を行うこと。

15 孤独・孤立対策について

地方公共団体の責務とされている孤独・孤立対策に係る施策の策定及び実施に必要な財政支援を行うこと。

【背景理由等】

孤独・孤立対策推進法が令和6年4月1日から施行となり（令和5年5月31日成立、令和5年6月7日公布）、地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされている（同法第4条）。

【具体的な提言事項】

（１）孤独・孤立対策に必要な財政支援

令和6年4月から施行された孤独・孤立対策推進法施行に基づき、都道府県が、地域における孤独・孤立対策の旗振り役として必要な施策推進や人材の確保を展開できるよう、国において必要な財政支援を行うこと。

16 セーフティネット機能の充実強化について

生活保護の基準額について、物価高騰の影響や保護基準額改定訴訟の判決内容等を踏まえて、生活保護受給世帯の実情に応じた基準額の検証を行うこと。

【背景理由等】

生活保護基準額改定に係る全国の裁判において、国の検証が実態に即していないとして原告勝訴の判決がなされている状況を踏まえ、物価高騰の影響等、経済社会の状況の変化が生活保護受給世帯に与える影響を適切に検証し、必要に応じて保護基準の見直しに反映させる必要がある。

【具体的な提言事項】

（１）生活保護受給世帯の実情に応じた基準額の検証

生活保護制度が「最後のセーフティネット」としての機能を遺憾なく発揮するため、先行き不透明な物価高騰を踏まえるとともに、全国各地での訴訟状況もしっかりと検証し、生活保護受給世帯の実情に応じた保護基準とすること。

17 少子化対策の抜本的な強化について

少子化対策を実効性のあるものとするため、支援制度の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

少子化の進行は、生産年齢人口の減少による経済活動の縮小に加え、超高齢社会の到来に伴う社会保障負担の増大など、近い将来、国家的な危機を招きかねない喫緊の課題となっています。

こうした中で地方は、急速に進行する少子化の流れを変えるため、様々な独自の対策に加え、地方独自の取組を後押しする地域少子化対策重点推進交付金や、地方創生関連の交付金を活用した施策、さらには子ども・子育て支援新制度の推進など、少子化対策の抜本強化に取り組んでいるところです。

少子化に伴う諸課題に適切に対応していくためには、ライフステージを通じた総合的な対策が必要であり、子育て支援に止まらず、結婚や妊娠・出産期も含めた様々な支援策の拡充が不可欠です。

特に、「こども食堂」をはじめとした「こどもの居場所」については、貧困や児童虐待、不登校、自殺など、こどもを取り巻く環境が厳しさを増す中、支援が必要なこどもや家庭に気づき、寄り添う役割を担っているため、量・質両面からの充実を図る必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）子ども・子育て支援新制度の質の改善のための財源の確保

子ども・子育て支援新制度における子育て支援の充実を図るためには、量的拡充とともに質の改善が不可欠であり、残されている質の改善事項を確実に実行するために必要となる１兆円超程度の財源について、地方財政措置も含めて、恒久財源によって確実に確保すること。

（２）地域少子化対策重点推進交付金の拡充及び弾力的な運用

地域少子化対策重点推進交付金は、地域の実情に応じた地方独自の取組を支援する有効な制度であり、さらに多くの自治体が活用し、国全体としての少子化対策の推進を図るためにも、当初予算における計上額を増額するとともに、補助率を引き上げること。また、長期的な視点で少子化対策に取り組むため、複数年事業及び子育て期全般を対象とする事業に地方の創意工夫が活かせるように弾力的な運用を可能とすること。

（３）子ども・子育て支援施策の充実

- ①不妊治療について、保険適用前後での自己負担額や患者数の比較、保険適用後の医療費の状況などを分析し、保険適用の効果を検証すること。
- ②経済的な理由により不妊治療を諦めることがないよう、保険適用とする治療の

範囲を拡大するとともに、年齢や治療の回数の制限を撤廃すること。また、自治体が独自の助成を行う場合、財政的支援を行うこと。

- ③国において不育症の検査、治療についての研究を進め、その研究成果の評価検証結果を自治体等へ適切に情報提供するなど、積極的な支援を行うとともに、医療保険の適用について検討を進めること。
- ④自治体が行う子ども（障がい児を含む）に対する医療費助成は、全国的な課題であることから、国における制度化を検討すること。

（４）多様な担い手による育児参画の促進と希望に応じたキャリア形成に対する支援の拡充

- ①女性に偏る子育ての負担を男女でシェアし、さらには社会全体で支援するため、男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化すること。

また、長時間労働の是正、時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度、テレワークなど柔軟な働き方の導入促進など、多様な担い手による育児参画を促進すること。

- ②誰もが希望に応じて子育てやキャリアの形成を実現できるよう、出産や子育てを理由に休職・退職しても確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みを構築すること。

また、育児休業中の従業員の希望に応じたスキルアップや円滑な職場復帰をサポートする企業・団体への支援を拡充すること。

（５）少子化対策に包括的に取り組むための交付金の創設

次元の異なる少子化対策の実効性を高めるために、地域の若い世代や支援関係者のニーズを十分に踏まえ、様々な施策を総動員して地方の判断で総合的な少子化対策を展開できる自由度の高い交付金を創設すること。

（６）「こどもの居場所」の量・質両面からの充実

こどもが安全で安心して過ごせる「こども食堂」をはじめとした「こどもの居場所」の量・質両面からの充実を図り、地域におけるこどもの見守り・支援体制を整備するため、地域の実情や多様な支援ニーズに応じた自治体独自の取組に対する財政支援を継続すること。

18 児童虐待防止対策の推進について

今後、二度と子どもの命が失われる痛ましい虐待事案が繰り返されることのないようにするため、国における児童虐待防止対策や、地方公共団体が実施する児童虐待防止対策の強化に向けた支援をさらに拡充すること。

【背景理由等】

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化する中、児童相談所の児童虐待相談対応件数は、全国的に増加を続け、令和4年度も引き続き20万件を超えるとともに、虐待死亡事案も毎年一定数発生しており、依然深刻な状況にあります。

国においては、こうした状況を踏まえ、児童福祉法等を改正し、児童相談所を含めた子どもや家庭の支援体制の充実強化を図ることとしており、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえながらこれに対応し、児童虐待防止対策のさらなる強化が必要となっています。

【具体的な提言事項】

（１）都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援の拡充

児童相談所の体制強化や子育て世帯に対する包括的な支援に向けた基盤の整備など、都道府県及び市町村の相談支援体制強化に向けた財政支援を拡充すること。

（２）医療機関等と連携したトータルケアシステムの構築

児童虐待の再発防止に向け、虐待を行った保護者の意識改善を図るための、医療機関等と連携したトータルケアシステムを構築すること。

19 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等給付金の早期支給など支援策のさらなる充実を図るとともに、地方が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策に取り組むことができるよう十分な財政措置を講じること。

【背景理由等】

犯罪被害者等への経済的支援については、犯罪被害給付制度が一定の役割を果たしているところで

す。

しかし、現行制度においては、給付金の審査開始から給付までに約 10 か月もの期間を要しているほか、その額も犯罪被害者等の損害を補填するには十分なものではありません。

このため、犯罪の被害に遭われた方は、被害直後から、医療費などの新たな経済的負担が生じ、さらには、精神的なダメージによって就労不能となり収入が途絶えるにもかかわらず十分な支援を受けられないことから、経済的困窮を強いられています。

特に、性犯罪被害者は身体の外傷に比して心的な被害を負う場合も多いところ、被害の程度によって犯罪被害給付制度の重傷病給付金の給付の対象とならず、困窮する事案が生じています。

また、犯罪によって被害者等に生じた損害については、一義的には加害者が責任を負うべきところ、加害者の賠償責任が果たされない事例や、賠償が見込めないことを理由に損害賠償請求の訴訟を断念する事例が生じています。

加えて、民間犯罪被害者支援団体は、善意の浄財やボランティアに支えられている団体が多いため、財政面や人材面で困難を抱えております。また、同団体は、迅速かつ長期にわたり、行政では行き届かない民間ならではのきめ細かな途切れのない支援を行っており、犯罪被害者等支援を進める上で必要不可欠な団体です。

政府の犯罪被害者等施策推進会議においては、令和 5 年 6 月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を決定し、必要な施策を実施することとされていますが、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現に向けては、犯罪被害者等給付金の早期支給、性犯罪被害者に特化した給付金、犯罪被害者等が確実に損害賠償を受けられる制度の創設、民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援及び経済的支援をはじめとする犯罪被害者等支援施策に取り組む地方公共団体に対する十分な財政措置など、支援策のさらなる充実が必要です。

【具体的な提言事項】

（１）犯罪被害者等に対する経済的支援の充実及び迅速な犯罪被害者等給付金の支給等

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給や性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金」の創設を検討すること。

（２）損害回復の確保

犯罪被害者等の誰もが確実に損害賠償を受けられる制度を創設すること。

（３）民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援

犯罪被害者等は、被害直後から警察への被害届提出や犯罪捜査への協力等、日常生活では想像できない慣れない複雑な対応に追われるため、犯罪被害者等の資力要件に関わらず、付添等のきめ細かな支援を行う民間犯罪被害者支援団体が将来にわたり安定した支援活動を実施できるよう、更なる財政的支援を行うこと。

（４）地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置

地方公共団体が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を充実・強化できるよう、必要となる経費について十分な財政措置を講じること。

20 地域の実情を反映した農林水産業の振興対策の実施について

農林水産業の持続的な発展に向けて、地域の実情を踏まえた農林水産事業者の経営安定対策の充実強化を図ること。

【背景理由等】

農林水産業は、担い手の高齢化や減少、耕作放棄地や放置林の増大、地球温暖化等の影響による魚種、漁場の変化などに加え、輸入農林水産物との価格競争や消費形態の変化などにより販売価格が低迷するとともに、特に海外からの輸入依存割合が高い化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等がロシア・ウクライナ情勢等により高止まりするなど、極めて厳しい状況であり、生産性が高く、競争力に富んだ経営体の育成が急務となっています。また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１）、欧州連合と我が国の経済連携協定（ＥＰＡ）、日米貿易協定、東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）などの国際貿易協定により、我が国の食料の安定供給や農林水産業への影響が懸念されています。

こうした中、国では、令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、持続可能な食料システムの構築に向け、ＣＯ２ゼロエミッション化、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の拡大等を目指すこととしておりますが、そのためには、革新的な技術・生産体系の開発及び社会実装が不可欠です。

また、四国地方は農業における生産や販売条件が厳しく、水田のほ場整備率が低い上、中山間地域が多いため、１戸当たりの経営耕地面積が小さいなどの不利な生産条件や大消費地への流通コスト高騰により経営費が全国平均を上回るなどの実情があります。全国一律の制度では、生産継続が困難になる恐れがあることから、中山間地の多さなど地域の実情に配慮した経営安定対策の充実強化を図るとともに、意欲ある担い手の経営力の強化を図る施策の拡充が必要となっています。

漁業については、漁業経営セーフティネット構築事業（燃油・配合飼料）や資源管理・漁業経営安定対策事業が実施されていますが、水産資源の減少や魚価低迷など依然として厳しい状況にあります。

林業・木材産業については、川上から川下までの総合的な取組により、林業の成長産業化を実現するための施策が実施されていますが、依然として続く木材価格の低下等に伴う生産活動の低迷によって、森林荒廃につながるものが危惧されています。

【具体的な提言事項】

（１）農業の経営安定対策の充実・強化

①燃油価格高騰に直面している施設園芸農業者の負担を軽減するため、「施設園芸セーフティネット構築事業」について、当面、補填金支払い時の国の負担割合を引き上げるとともに、事務手続きを効率化・簡素化し、事務負担の軽減を図ること。

②肥料価格の急騰による農業経営への影響を緩和するために創設された「肥料価格

高騰対策事業」について、事業の継続と十分な予算の確保を図るとともに、事務手続きを効率化・簡素化し、事務負担の軽減を図ること。

(2) 技術・生産体系の開発、社会実装の推進及び国民理解の促進

「みどりの食料システム戦略」に掲げる農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬・肥料の使用量低減、有機農業の拡大等に向け、技術・生産体系の開発及び社会実装を進めるとともに、国民理解の促進に取り組むこと。

(3) 国内農業の再生を図るための支援策の充実

将来にわたり持続可能な農業に向けて国内農業の再生を図るため、生産性の向上と高付加価値化への支援、新規参入者の就農・定着に向けた受入体制の整備（ソフト・ハード両面をパッケージ化）や夫婦就農を応援する資金の拡充など担い手の確保・定着対策、市場拡大に向けた施策の展開など、競争力を強化する支援策を充実すること。

また、四国地方には小規模な産地が多いことから、施策の実施にあたっては、全国一律の要件ではなく、地方の実態を踏まえた「規模要件の緩和」を行うとともに、十分な予算を確保すること。

加えて、競争力の強化だけでは守ることのできない中山間地域においては、地域政策の視点を重視した支援を行っていくこと。

(4) 新規就農者育成総合対策の予算確保及び制度の安定的な運用

新規就農者育成総合対策については、今後も就農希望者が安心して研修に専念し、就農後に地域の担い手となることを後押しするため、事業の継続や十分な予算を確保するとともに、制度の安定的な運用を図ること。

(5) 農業生産性の向上と担い手への農地利用集積のための予算の確保

経営感覚を持った担い手を育成・確保し、「強い農業」を創出するためには、農地の大区画化や基幹的水利施設の更新等の農業基盤整備事業による農業生産性の向上と担い手への農地利用集積を図ることが必要不可欠であることから、これら施策を積極的に推進するための必要な予算を確保すること。また、補助事業の採択基準において、農地中間管理機構による農地の集積状況を要件とする場合には、中山間地域の多さなど地方特有の課題に配慮すること。

(6) 中山間地域の農業者に対するきめ細やかな支援の実施

中山間地域で農業者が安心して営農できるよう、中山間地域等直接支払交付金の単価の増額や農業水利施設等の保全などへのきめ細やかな支援を行うこと。

(7) 地域の農地の利用・保全等の一体的な推進

地域の農地や農業を守るため、それぞれの地域の実情を踏まえ、地域で合意形成された多様な担い手による農地の有効利用や保全管理に係る取組が計画的かつ一体的に推進されるよう、国の支援施策については、地域の実情に応じた柔軟な制度とするとともに、地域での取組に対する十分な予算を確保すること。

(8) 農地中間管理機構を活用した農地集積対策の充実・強化

- ①農地中間管理事業については、引き続き担い手への農地集積・集約化の支援に重点的に取り組むため、事業の継続性や制度の安定化を図ること。また、改正された農業経営基盤強化促進法の業務が速やかに実施されるよう、適切な指導・助言を行うとともに、業務量の増加に伴い発生する経費について、新たな地方の財政負担とならないよう、十分な予算措置を講じること。
- ②担い手への農地集積を加速化させるため、借り受けた農地の生産性の向上を図るための土壌改良や簡易な排水対策などに必要な経費を農地の受け手に対して支援するための交付金を創設すること。
- ③中山間地域をはじめとする経営規模が小さい地域においても、きめ細やかな基盤整備を契機とした農地集積が促進されるよう、「農地耕作条件改善事業」における農業者のさらなる負担軽減措置を講じること。

(9) 水田農業を支える米・麦・大豆等の生産農家の経営安定対策の充実

- ①全国的な米の需給調整が円滑に機能するよう、生産現場の実情を踏まえた対応を行うとともに、米の消費拡大等の出口対策を充実すること。
- ②飼料用米等の新規需要米、加工用米等の生産拡大など、水田のフル活用に向けた取組への支援策を充実すること。

(10) 果樹・野菜・花き農家の経営安定対策の充実・強化

意欲ある農業者の経営強化に向けた、生産の効率化やコストの縮減、生産・流通・加工の一体化などを進めるため、強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業、果樹経営支援対策事業、収入保険制度、施設園芸等燃料価格高騰緊急対策事業の充実強化が図られるよう十分な財源を確保すること。

(11) 畜産経営支援対策の充実・強化

- ①畜産農家が将来にわたり希望をもって経営に取り組めるよう、畜産農家の収益性向上に必要な施設・機械や、産地の維持・拡大に必要な食肉処理施設等の畜産基幹施設、防疫拠点となる家畜保健衛生所の整備等に対する支援を充実・強化すること。
- ②海外からの「越境性動物疾病」の侵入防止を徹底するため、国際便が就航している空・海港での対策等による海外からの家畜伝染病の侵入防止や国内におけるまん延防止などの対策を強化すること。
- ③配合飼料価格が高騰していることから、畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格が高止まった場合でも畜産農家の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、「配合飼料価格安定制度」を拡充すること。

(12) 漁業の経営安定対策の充実・強化

燃油価格等の高騰や水産物価格の低迷等により厳しい経営状況にある中、安定化に向けた経営改善等に取り組むため、漁業における経営安定対策については、

- ①漁業者の大きな負担とならず、漁業共済の加入促進が図られるように、掛金のさらなる負担軽減について配慮すること。
- ②漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油対策）における補填金支給の発動基準の引き下げや漁業者の積立金負担割合の軽減の継続、加入時期の弾力的な運用、積立金の年度途中での積み増しなど、燃油価格高騰対策を拡大すること。
- ③漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料対策）の継続及び国庫負担基準の引き上げを図るとともに、加入時期の弾力的な運用や積立金の年度途中での積み増しを可能にすること。

(13) 林業の経営安定対策の充実・強化と木材利用の推進

- ①林業の経営安定に向け、森林環境保全直接支援事業については、地域の生産方式や地形条件に応じた助成を可能とするとともに、低コスト化に必要なＩＣＴ等先端技術の普及や林業機械の導入、路網の整備への支援を強化すること。
- ②木材の需要拡大に向け、ＣＬＴ（直交集成板）など木材製品の高品質化や低コスト化を図るための加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設をはじめ木造住宅の振興や住宅メーカー等の国産材利用の促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- ③「森林・林業基本計画」で定める２０３０年の建築用材等に占める国産材の利用割合６３％の目標達成と、地方創生を牽引する林業の成長産業化を実現するため、伐採から再造林・保育までの森林サイクルの定着と、「川上」から「川下」までの総合的な対策が実施できる地方の自由度の高い交付金制度を創設すること。

(14) 鳥獣被害防止対策の充実・強化

野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に依然として高水準で推移しており、市街地付近でも被害が拡大しているほか、一部では人身被害も増加している実態を踏まえ、捕獲活動や、柵の整備など侵入防止対策、捕獲の担い手確保・育成、捕獲個体のジビエ等での利活用の推進等、鳥獣被害防止対策のさらなる充実・強化を図るとともに、十分な予算を確保すること。また、狩猟免許の保持や取得に係る負担を軽減することなどにより、狩猟者の育成・確保及び積極的な捕獲活動を促進すること。

(15) 国内農林水産業に配慮した国際交渉

経済連携協定など、いかなる国際交渉にあっても、国内農林水産業に与える影響に十分配慮した上で、守るべきものは守る視点で交渉に臨み、必要な国境措置を確保するとともに、交渉内容等について、丁寧に情報提供を行うこと。

(16) 物価高騰の影響を受ける生産者の経営安定化

長期化する燃料、生産資材等の価格高騰による農林漁業者の生産コストの上昇等を生産物の小売価格に適切に転嫁していく仕組みづくりなど環境整備を推進すること。

と。

21 森林吸収源対策と森林保全の推進について

令和3年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画において、森林吸収源については「2030年度において38百万t-CO₂の吸収量を確保する」とされた目標の実現に向けて、森林整備の着実な推進に加え、二酸化炭素を固定する木材利用に関して施策の創設や制度の拡充を図ること。

【背景理由等】

長期にわたる木材価格の低迷等から、手入れが行き届かず荒廃する森林が増加する中で、四国4県では、国の制度を最大限に活用する一方、各県独自の施策を実施し、多面的な機能を発揮できる健全な森づくりの実現に向けた取組を進めてきました。

このような中、COP21において同意された我が国の約束草案では、2030年度の目標値26%(2013年度比)のうち、森林吸収量で2.0パーセントの確保を目指すこととされています。

さらに、令和3年10月に英国で開催されたCOP26では、岸田総理が2030年度の温室効果ガス削減目標について「2013年度比で46%削減を目指す」ことを世界に約束するなど、今後、地球温暖化対策において、森林整備がより重要な役割を担う必要があります。

しかしながら、地方の危機的な財政状況の中、間伐・再造林等の森林整備事業を拡大するには、森林吸収源対策の拡充・強化と森林整備に要する地方負担や森林所有者及び林業・木材産業関係者負担の軽減が必要になっています。

こうした森林整備と併せて、最近では外国資本が我が国の森林を買収する事例が全国的な問題となっており、水源など重要な森林の保全に向けた、一層の取組が求められています。

また、間伐材を林地に放置せずに利用することは、木材に固定された二酸化炭素が大気中に放出されず、地球環境面に貢献します。加えて、地域材を率先使用することは、川下の木材産業者や流通業者など様々な分野における経済・雇用面でも大きな波及効果をもたらします。このため、間伐などの森林吸収源対策と同時に、国産材の利用を併せて推進することが必要であると考えます。

【具体的な提言事項】

(1) 森林整備に係る森林所有者負担並びに県負担の軽減措置等の充実

森林による二酸化炭素吸収量の確保については、国の政策として位置づけられているが、木材価格が低迷する中で森林所有者の林業経営意欲は低下しており、自己負担が困難になっているとともに地方自治体の財政が逼迫していることから、次の点について、構築、見直しを行うこと。

- ①森林整備事業における国・県の負担割合を見直すこと。
- ②森林整備事業等における森林所有者負担のさらなる軽減を図ること。
- ③森林吸収源対策を着実に実施するため、地方負担額に対する交付税措置のより

一層の充実を図ること。

- ④森林現場の諸課題に早期に対応するため、森林経営管理制度の運用に当たり、運営主体となる市町村への支援を行うとともに、林業成長産業化の推進に必要な森林環境保全直接支援事業等の森林整備関連予算について、地方が必要とする予算を十分確保すること。

（２）森林を保全する仕組みの構築

- ①我が国の森林を将来にわたり国民共通の財産として保全できるよう、外国資本による森林買収を規制する法整備を進めるとともに、県、市町村、森林整備法人など公的な機関が水源など重要な森林を取得する公有林化への支援を強化すること。
- ②公有林化する森林以外（民有林）において、森林所有者の負担を軽減するため、木材の生産・流通・加工業者等も参画し、地域ぐるみで森林整備を推進する体制の構築や運営に対して支援を行うこと。
地域ぐるみの森林整備（再造林等）への協力金を拠出した事業者に対して、所得税、法人税における特別控除を行うなど税制上の優遇制度を創設すること。

（３）地域材の利用推進

地域材を利用することの環境貢献度を定量的に評価する制度を早期に確立するとともに、カーボン・オフセットの考え方に基づき、木材製品の購入者や木造建築物の建築主、施設園芸用ボイラーなど木質バイオマスを活用した施設に対し、木材に固定された二酸化炭素量に応じた貢献度を還元できる制度を構築すること。

22 プラスチック資源循環の促進及び海洋プラスチックごみ対策の推進について

プラスチックごみのリデュース、リユース、徹底回収、リサイクル、熱回収、適正処理を行うためのプラスチック資源循環体制を早期に構築するとともに、海洋プラスチックごみによる汚染の防止を促進すること。

【背景理由等】

プラスチックは、私達の生活に利便性と恩恵をもたらした一方で、プラスチックごみによる海洋汚染は、海洋環境や沿岸環境のみならず、水産業や観光業にも深刻な影響を及ぼしており、海洋プラスチックごみ対策は、国際的な重要課題となっています。

国では、令和元年5月に策定したプラスチック資源循環戦略や、海洋プラスチックごみ対策アクションプランをはじめ、同年6月に開催されたG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の達成に向けては、昨年4月に開催されたG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合で目標の10年前倒しがなされたことから、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や3R、代替素材のイノベーション等により、2040年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染を生み出さないことを目指しています。

これに沿って、各地の海岸管理者等により海洋ごみの回収・処理が実施されていますが、海岸の環境保全、良好な景観維持のためには、これらの回収・処理を長期間にわたり継続的に推進していく必要があるほか、その発生源となる「川ごみ」及び「陸域ごみ」の回収・処理、発生抑制のための不法投棄防止対策や啓発・環境教育の充実等が必要です。

加えて、マイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチック片）については、海中の有害物質を吸着しやすい性質があり、食物連鎖を通じて生態系等への影響が懸念されているものの、その実態の解明には至っておらず、調査研究と発生抑制策を講じる必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）プラスチックごみ削減対策の強化及び代替素材・製品の開発等に対する支援

プラスチックごみの削減につながる取組の強化や3Rの推進、再生可能資源への転換を図るほか、紙、バイオマス・生分解性プラスチック等のプラスチック代替素材・製品の技術開発や販路開拓等を支援すること。

（２）海洋ごみの回収・処理に対する恒久的な財源措置及び補助対象の拡充

海洋プラスチックごみを含む海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国にあることを明確にした上で、海洋ごみの回収・処理ルールを確立すること。

その上で、回収・処理を長期間にわたり継続的に行っていくため、地方負担が生じないよう、恒久的な財源措置を行うこと。また、さらなる事業効果をあげるため、海洋ごみの原因となる川ごみの回収・処理についても補助対象とすること。

(3) マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみに関する調査研究と発生抑制対策

マイクロプラスチックは海洋環境における生態系に及ぼす影響が懸念されており、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみに関する調査研究と発生抑制策を講じること。

23 「グリーン社会」の実現に向けた地球温暖化対策の推進及び再生可能エネルギー最大限導入について

国は地球温暖化対策の目標について、2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを表明したが、「出力制御問題」をはじめとする系統に関する諸問題への対応、再生可能エネルギーコスト低減につながる技術開発、環境に配慮した上での大胆な規制緩和や、電力の変動対策としての「水素エネルギー」や蓄電池の活用など、国において再生可能エネルギーの最大限導入に向けた施策をさらに積極的に推進し、世界に先駆けて「グリーン社会」の実現を図ること。

【背景理由等】

「パリ協定」では、世界の気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする長期目標を掲げており、1.5℃に抑えるには2050年の温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることが必要とされており、国においても「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指し、目標であるグリーン社会の実現のため、長期エネルギー需給見通しの見直しなどの早急な検討が必要です。

また、再生可能エネルギーは、二酸化炭素排出量の削減につながることはもとより、災害に強い自立分散型のエネルギーとして、さらに、地域の資源を活用することにより地域における活性化の起爆剤として、地方創生にも寄与するなど様々な利点を有しております。

国際社会において「グリーン社会」の実現を先導していくためには、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とする施策に国を挙げて取り組むことが必要ですが、再生可能エネルギーを主力エネルギー源とするためには、こうした利点を余すところなく活用できる電力系統の仕組みを国において整備する必要があるとともに、日本が有する高い技術力を遺憾なく発揮して、再生可能エネルギーにかかるコストの低減に努め、国民負担の抑制と自発的な導入拡大により、再生可能エネルギーの最大限導入を図っていく必要があります。

令和3年10月に英国で開催されたCOP26では、岸田総理が2030年度の温室効果ガス削減目標について「2013年度比で46%削減を目指す」ことを世界に約束したほか、「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の削減目標を踏まえ、再生可能エネルギーの需給見通しを「36～38%」に目標に引き上げ、今後のエネルギー政策の道筋が示される、また「GX実現に向けた基本方針」において、その目標の確実な達成を目指すことが表明されるなど、脱炭素化の動きが加速化しています。

今後、「2050年カーボンニュートラル」に向けては「次の10年」が正念場であり、二酸化炭素排出の40%を占める電力等部門のグリーントランスフォーメーションが必須であり、そのためには再生可能エネルギーの最大限導入が不可欠です。

そこで、国が2030年再生可能エネルギー比率38%以上のさらなる高みを目指し、より一層「意欲的な導入目標」を設定し、再生可能エネルギー最大限導入に対し強力に牽引する意思を示すことが必要です。

【具体的な提言事項】

（１）系統に関する諸問題への対策の推進

再生可能エネルギー導入の支障となる「出力制御問題」をはじめとする系統に関する諸問題への対策として、北本連系線に続き地域間連系線の増強措置を計画的に推進するとともに、ＩｏＴやＡＩを活用した系統運用の技術開発、系統容量の情報開示及び柔軟な系統の運用についてさらなる推進を図ること。

（２）再生可能エネルギーのコスト低減につながる技術開発や環境に配慮した上での規制緩和の推進

再生可能エネルギー資源について、国民負担の抑制と自発的な導入拡大につながるコスト低減を目的として、自然環境や景観等との調和を図りながら、大胆な規制緩和とさらなる技術開発への積極的な支援を進めること。

（３）「水素エネルギー」や蓄電池を活用した電力の変動対策等の推進

「水素エネルギー」や蓄電池は、電力を貯蔵することにより、自然災害への備えとなるだけでなく、再生可能エネルギーによる電力変動を吸収することで電力供給の安定化や系統の負担軽減に活用できることから、導入を加速させる支援策を拡充すること。

（４）意欲的導入目標の設定

「２０５０年カーボンニュートラル」達成に向け、電力部門の「グリーン化」を強力に牽引するため、再生可能エネルギーを「主力電源」として第６次エネルギー基本計画に「２０３０年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について３８％以上の高みを目指す」とあるようさらなる高みを目指し、より一層の「意欲的導入目標」を設定すること。

24 ニホンジカの食害防止対策について

国有林及び国指定鳥獣保護区における、ニホンジカによる自然植生への食害防止対策を講じること。

【背景理由等】

四国地方では、依然としてニホンジカによる食害が発生し、加えてその分布域も広域化しており、農林業に大きな被害をもたらすとともに、高標高域の自然植生にも大きな影響が及ぼされています。

中でも、四国西南部の鬼ヶ城山系から黒尊に至る県境稜線付近及び高知県から徳島県に跨る剣山山系一帯では、希少種が絶滅の危機にさらされるとともに、モミなどの樹木及びササなどが激しい食害にさらされ、場所によっては下層植生の消失と踏み荒らしなどで、斜面崩壊の危機に瀕するなど極めて深刻な事態となっています。

また、ニホンジカの分布域及び被害発生地は、さらに香川県南部、石鎚山系などへも拡大を続けています。

こうした状況を踏まえて、早急にニホンジカによる自然環境破壊を食い止める対策を講じる必要があります。

【具体的な提言事項】

（１）国有林等における自然植生の保全や希少種保護に係る方針の決定等

国有林及び国指定鳥獣保護区における自然植生の保全や希少種保護に係る方針を国主導で定めるとともに、定期的な生息状況調査（モニタリング）を実施した上で、国有林等におけるニホンジカの個体数調整や食害防止対策を都道府県と連携して行うこと。

25 獣医師の確保対策について

食の安全確保、人獣共通感染症及び家畜伝染病の防疫対策への適切な対応を行うため、四国圏域の獣医師不足解消のための措置を講じること。

【背景理由等】

安全・安心な環境づくりへの住民の関心の高まりから、食の安全確保及び人獣共通感染症への適切な対応が求められています。

しかし、平成19年5月に農林水産省が公表した『獣医師の需給に関する検討会報告書』において、四国圏域は、産業動物診療獣医師、自治体勤務獣医師ともに将来の需要に対する供給が不足するとされています。特に、家畜防疫員やと畜検査員など、家畜防疫や公衆衛生分野を担う自治体勤務獣医師は、勤務条件等の面から希望者が少なく、その確保は危機的な状況が続いていることから、食の安全・安心等、県の果たすべき業務に将来支障が生じるものと危惧されます。

獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っています。そのため、獣医師の卒後教育や新型インフルエンザなど新たな感染症等に迅速かつ専門的な対応が可能となる体制づくりを行うとともに、獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等の理解を深めるような獣医学教育のさらなる強化も必要となっています。

さらに、令和2年度に香川県、徳島県及び高知県、3年度に愛媛県、4年度に香川県で高病原性鳥インフルエンザが発生し、香川県及び徳島県では防疫業務に従事する家畜防疫員が不足し県外からの派遣による対応が必要となったほか、飼養衛生管理基準の遵守に係る指導の強化や、3年度から四国4県でも接種が開始された豚熱ワクチンへの対応など、通常業務においても家畜防疫員の責務は高まっており、人員確保は喫緊の課題となっています。

【具体的な提言事項】

（１）補助員制度の創設等と畜場法の見直し

と畜検査員の人員不足に対応するため、畜産学、農学等を修めた者に対し所定の講習を行い、「と畜検査」を補助する制度を導入するなど、「と畜場法」の見直しを検討すること。

（２）大学獣医学部等のカリキュラムのさらなる充実

公衆衛生、家畜衛生分野における獣医師の果たすべき役割や必要性について、大学のカリキュラムを一層充実強化する等の措置を行うこと。

（３）自治体勤務獣医師の処遇改善

自治体勤務獣医師の確保を図るため、国において、獣医師の処遇改善が図られるよう地方財政措置の充実強化を図ること。

(4) 自治体勤務獣医師を目指す学生への修学援助

家畜防疫員の必要数を計画的に確保するため、修学資金の予算を十分に確保すること。

26 消防団員に対する退職報償金の充実について

中山間地域などにおける消防団員確保のため、退職報償金を充実すること。

【背景理由等】

近年、局地的な豪雨、台風による災害が頻発し、また、南海トラフ地震の発生確率が次第に高まっている中で、住民の生命や財産を守る地域防災力の充実と、その要である消防団員の確保は喫緊かつ重要な課題となっています。

一方、少子高齢化や他の市町村への通勤者の増加などにより、消防団員は近年減少傾向にあり、特に中山間地域など若者が減少している地域では、消防団員数の維持、確保が厳しい状況となっています。

こうした状況を受けて、平成25年12月には、消防団員の確保、処遇の改善、装備や教育訓練の充実について国及び地方公共団体が必要な措置を講じることを義務付けた「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されるとともに、消防団の退職報償金の一律引き上げが図られたところです。

しかし、若者が少ない中山間地域では現在も新たな団員の確保が厳しい状況であるため、在職年数の長い団員に引き続き活動してもらう必要があることから、さらなる対応が必要です。

【具体的な提言事項】

（１）退職報償金制度の見直し及び地方交付税の基準財政需要額の見直し

消防団員確保のための退職報償金制度について、勤務年数の長い団員が引き続き勤務したいと思えるよう「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に基づき政令で定める支給額表の見直しを図り、現在最高額の区分「勤務年数最高30年以上」に、30年以上35年未満、35年以上40年未満、最高40年以上の区分を新たに設けること。

また、その際には、市町村の財政負担が増加しないよう地方交付税の基準財政需要額の見直しも行うこと。

27 地方警察官の増員について

犯罪や事故のない安全で安心な社会を実現するため、地方警察官を増員すること。

【背景理由等】

四国圏の治安情勢は、令和5年の刑法犯認知件数が前年よりも増加し、中でも特殊詐欺の認知件数が大幅に増加したほか、人口10万人当たりの交通事故死者数が全国平均を大きく超えるなど、依然として厳しい情勢にあります。

また、社会の変化を背景に、国民の警察に対する要請が多様化し、ストーカー・DV事案や児童虐待などの人身安全関連事案対策、サイバー空間の脅威への対処、暴力団等組織犯罪対策、交通死亡事故抑止対策、国際化の進展に伴う在留外国人の安全の確保に向けた対策等、対応すべき治安課題は山積しております。

加えて、国民の安全・安心を確保していくため、複雑化する治安課題に的確に対処する必要があることから、警察官の業務負担は重くなっています。

このため、四国4県では、限られた警察力を最大限に発揮するための取組を進めておりますが、警察官1人当たりの負担人口・世帯数は、依然として全国平均を上回っていることから、警察活動を支える人的基盤のさらなる強化が必要であります。

さらに、令和6年能登半島地震などの「想定外」の災害が近年では毎年のように頻発しており、四国において甚大な被害が懸念される南海トラフ地震等に備える観点からも、大規模災害発生時に被災者の救出救助、避難誘導等、国民の命を守る警察力の確保は、重要な課題となっております。

地域の発展、活性化のためには、その基盤となる治安確保が必要不可欠であり、社会の変化を的確に捉え、治安課題に対応し、犯罪や事故のない安全で安心な社会を実現するためには、地方警察官のさらなる増員に特段の支援を講じることが求められます。

【具体的な提言事項】

（１）安全で安心な社会を実現するための地方警察官の増員

社会情勢の変容に伴って複雑化する治安課題に的確に対処し、犯罪や事故のない安全で安心な社会を実現するため、地方警察官を増員すること。

28 地方における社会資本整備及び老朽化対策の推進について

活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するため、地域の実情を踏まえ、その礎となる安全で安心な社会資本整備及び老朽化対策を着実に進めていくこと。

【背景理由等】

全国に比べ、道路や河川、港湾などの社会資本整備が大幅に遅れている四国地方において、活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するためには、その礎となる安全・安心な暮らしを確保する社会資本整備を着実に進めていくことが必要不可欠であります。

また、高度成長期に整備された社会資本の多くは老朽化しており、将来にわたって機能を維持するためには、老朽化対策を含む適切な維持管理・更新が必要です。

一方、「財政制度等審議会財政制度分科会」においては、社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は国際競争力強化などに重点化、効率化し、事業を厳選する旨議論がなされています。

令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では5か年での事業規模が概ね15兆円程度と示され、そのうち令和5年度補正予算においては約2.4兆円が確保されたほか、令和6年度当初予算政府案においても、令和5年度当初予算と同等の約6.1兆円の公共事業関係費（国費）が確保されたところです。四国では南海トラフ地震の発生が危惧されており、災害予防の観点からも、事前防災・減災対策をはじめとする真に必要な社会資本整備を着実に進めていく必要があります。

また、県及び市町村が保有する用途廃止後の建築物のうち、耐震性に乏しく沿線道路に倒壊する恐れのあるものや、防犯上、現状のままの維持管理が不適當であるものについては順次、除却を進めているところですが、保有数が多いため、除却に係る安定的な財源確保が課題となっています。

さらに、大規模災害から、国家の根幹をなす地域住民の生命と財産を守り抜くための国土強靱化の取組は、地域の活性化にも資することとなり、ひいては、多くの地方が抱える人口減少の負のスパイラルを克服することにつながります。そのため、国土強靱化と地域活性化の双方に資する取組については、積極的な財政支援が必要となります。

【具体的な提言事項】

（１）社会資本整備の着実な推進や、戦略的な維持管理・更新のための予算確保及び社会資本整備の遅れた地域に配慮する仕組みの創設

活力ある地域を創造し「地方創生」を実現するため、その礎となる安全で安心な社会資本整備の着実な推進や、戦略的な維持管理・更新に、必要な予算を安定的かつ持続的に確保し、予算配分においては、南海トラフ地震の発生による影響が懸念される地域に重点配分を行うとともに、社会資本整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。

また、道路・河川・砂防・港湾・公園・上下水道等をはじめとした社会資本の適切な維持管理・更新のためにも、点検や修繕等に係る交付要件の緩和をはじめとした交付金等の制度拡充や個別補助を含めた必要額の確保に努め、自治体等への財政支援を行うこと。

さらに、令和２年１２月１１日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」の予算を例年以上の規模で確保するとともに、改正国土強靱化基本法を踏まえ、５か年加速化対策後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、令和７年度を初年度とする国土強靱化実施中期計画を令和６年内に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保したうえで、社会資本整備関係予算の総枠を拡大すること。

（２）社会資本整備に関する「国と地方の協議の場」の開催

社会資本整備に関する制度・方針の変更や新たな制度の構築等を行おうとする場合には、法律に基づく「国と地方の協議の場」で協議するとともに、適切な時期に地方へ情報提供しながら、幅広く地方の声を聴くこと。

（３）地域活性化に資する国土強靱化に係る予算の確保及び財政支援措置の充実

地域活性化に資する国土強靱化に係る予算を確保するとともに、平成２９年度に創設され事業期間が令和８年度まで延長された「公共施設等適正管理推進事業債」や、令和７年度まで延長された「緊急自然災害防止対策事業債」について、将来を見据えて継続的に取り組むことができるよう恒久化するとともに、前者については、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設されたものを、交付税措置の対象とするなど、その償還に対する交付税措置等、財政支援措置のさらなる充実を図ること。

併せて防災・安全交付金についても制度を恒久化し、住宅・建築物安全ストック形成事業の中の建築物の除却に関する事業は、昭和５６年の新耐震基準導入前に建設されたものについて、耐震診断を不要とすること。

また、財政の厳しい過疎市町村においても公共施設の適正管理を推進できるよう、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の必要額の確保に努めること。

29 四国地方の高規格道路ネットワークの整備促進について

地方創生の礎となる高規格道路ネットワークの整備は、地域の活性化や生活利便性の向上、都市と地域の連携強化、さらには南海トラフ地震等の災害時の緊急輸送道路の確保や救急患者の輸送時間の短縮などに大きく寄与する重要な事業であるため、経済性や効率性だけを優先することなく、地方の実情を踏まえて推進すること。

特に、緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークの早期整備を図ること。

【背景理由等】

四国8の字ネットワークは、本州四国連絡高速道路と一体となって、全国の高規格道路ネットワークを形成し、物流をはじめとする様々な経済活動や交流を促進するとともに、経済の活性化に向けた地域の様々な取組を進める上で、極めて重要かつ根幹的な社会資本です。

「国土ミッシングリンク」により高規格道路ネットワークの機能が十分に活かされていない高規格道路の未整備地域では、都市からの時間的遠隔性から、豊かな自然、多様な地域資源が活かされず、産業の不振、過疎化の進行など、他地域との格差が拡大し、また、四国8の字ネットワークを形成する暫定2車線区間は、対面通行による重大事故や交通集中期における大渋滞の発生により、地域経済の発展や、観光振興に大きな影響を及ぼしています。

地方創生に向けて、四国地方が地域の強みを生かした様々な取組を進め、都市や地域間がより緊密に連携し自立的に発展するためには、四国8の字ネットワークをはじめとする高規格道路ネットワークは、無くてはならない重要な社会基盤です。

また、全国各地で相次ぐ地震災害や、激甚化・頻発化する豪雨災害において、高規格道路をはじめとする道路ネットワークは、被災地に対する救援や緊急物資の輸送など、「命の道」として重要な役割を果たしています。平成30年7月豪雨では、国道56号など主要な幹線道路が寸断する中、松山自動車道が代替機能を果たしたほか、高知自動車道では、立川橋が流失したものの、4車線の整備が完了していたため、早期の通行再開につながるといった効果が現れました。一方で、令和6年1月の能登半島地震では、主要幹線道路が寸断され、集落が孤立するとともに、復旧に多大な時間を要しました。同様の被害が想定される四国地方においても、高規格道路のミッシングリンク解消や、暫定2車線区間の4車線化の重要性が改めて認識されたところであり、災害時の緊急輸送道路を確保し、広域支援・受援体制を早急に構築しなければなりません。

四国地方では、平成28年度から徳島自動車道と松山自動車道の一部区間で付加車線設置が事業化されたほか、令和元年9月には国が「高速道路における安全・安心基本計画」を公表し、有料区間を対象に今後10～15年で4車線化を目指す優先整備区間が示され、徳島自動車道、松山自動車道、高知自動車道、西瀬戸自動車道の一部区間と、今治小松自動車道の全区間が盛り込まれました。さらに令和2年12月には、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、高規格道路のミッシングリンク解消や4車線化など、強靱なネットワーク整備の加速化・深化が重要な対策として位置づけられています。また、令和5年6月に改正された国土強靱化基本法に基づき策定される、「国土強靱化実施中期計画」により、「5か年加速化対策」後においても、国土強靱化の取組が継続的・安定的に実施されることとなりました。

今後、南海トラフ地震をはじめとする自然災害により著しい被害が想定される地域においては、経済性・効率性に加えて、防災上の観点からも、高規格道路ネットワークの早期整備が必要不可欠です。

【具体的な提言事項】

（１）四国８の字ネットワーク等の早期整備及び財源の確保

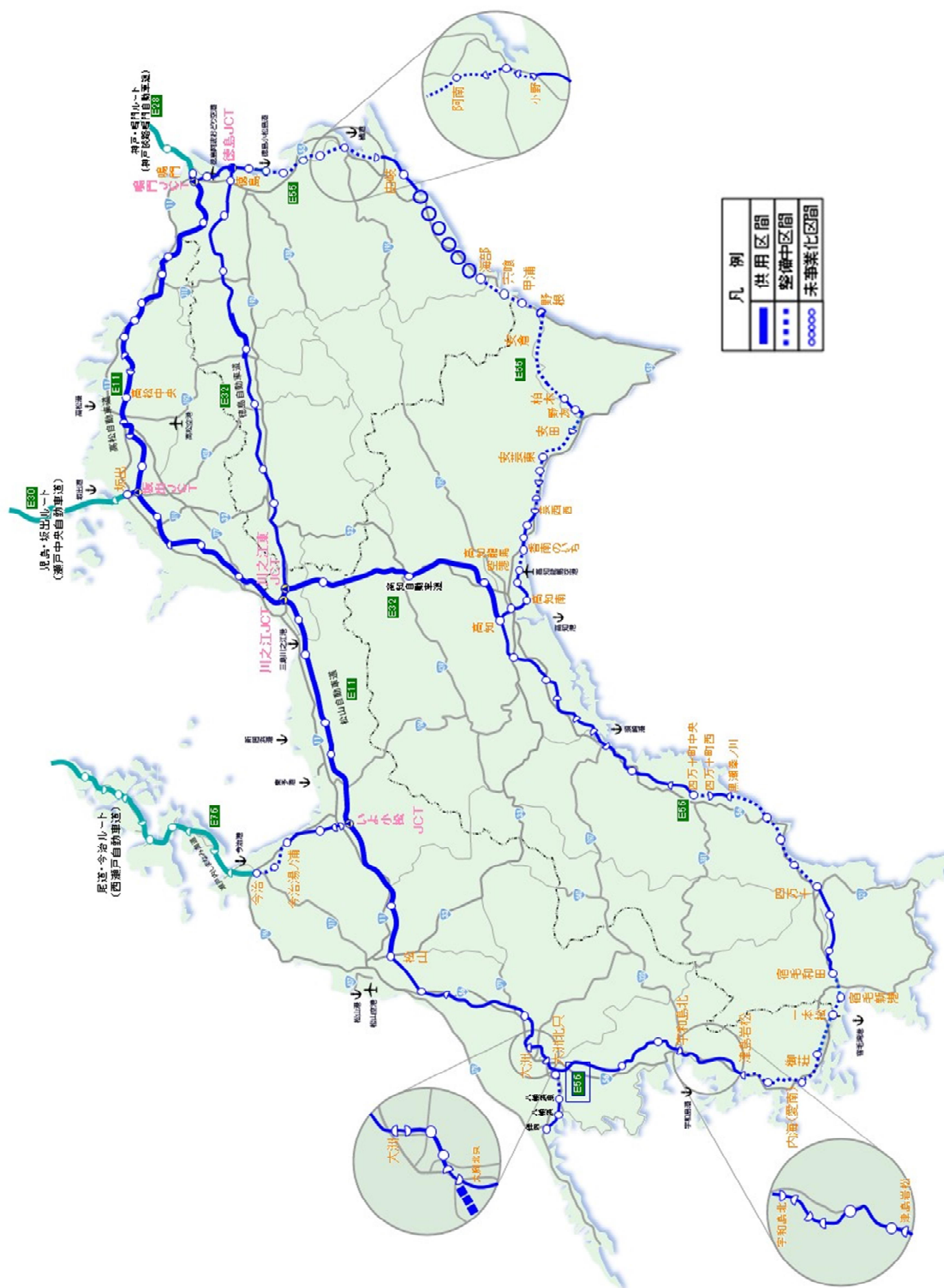
四国地方の活性化や自立的発展に必要不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国８の字ネットワークについては、災害時の緊急輸送道路の確保や生活者重視の視点を踏まえ、ミッシングリンクの解消及び現在暫定２車線となっている区間の４車線化を含め、一日も早い整備を図るとともに、その整備に必要な予算については、道路関係予算全体を拡大したうえで確保すること。加えて、沿線地域のまちづくりや経済活動が計画的に進み、整備効果の早期発現につながるよう、事業中区間の開通見通しを早期に公表すること。

（２）地方への予算の重点配分及び整備の促進

国土形成計画法に基づく「四国圏広域地方計画」及び社会資本整備事業を重点的、効率的に推進するための「四国ブロックにおける社会資本整備重点計画」を踏まえ、港湾・空港とその周辺地域や高速道路ＩＣを結ぶアクセス道路についても、整備を促進すること。

（３）ミッシングリンクの解消や暫定２車線区間の４車線化の優先実施

今後、南海トラフ地震の発生により著しい被害が想定される地域については、平時の救急救命や災害発生時の緊急輸送道路として利用できるよう、高速道路等の「ミッシングリンク」の解消や暫定２車線区間の４車線化を国策として最優先に行う



30 四国地方への新幹線導入など鉄道輸送システムの高速化と高度化等 について

四国地方において、広域的な交流を拡大するとともに、他地域との競争を生き抜くため、新幹線導入など鉄道輸送システムの抜本的高速化や高度化に取り組むこと。

【背景理由等】

四国地方の発展を図っていくためには、圏域内における高速交通体系の整備とともに、他圏域や大都市圏と結ぶ高速交通ネットワークの整備が不可欠であります。

しかしながら、四国は全国で唯一「新幹線空白地域」で、九州など新幹線が整備された地域との格差が拡大しているほか、四国内の鉄道整備の状況は、他の地方と比べ高速化、電化、複線化などの点で大きな格差があり、現状のままで鉄道ネットワークでは、速達性などの面で、本州との円滑な交流が阻害され四国の一体的発展が危惧される状況にあります。

さらに、人口減少や少子化、モータリゼーションの進展などによる利用者の減少に加え、資源価格の高騰や運転士などの人手不足等により、四国の各鉄道会社は一層厳しい経営環境になっています。

四国における鉄道ネットワークのあり方については、平成23年7月、「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会」において、鉄道の高速化としては、四国への新幹線の導入などの方向性が示されて以降、平成26年4月には「四国の鉄道高速化検討準備会」において、「鉄道の抜本的高速化に関する基礎調査結果」が出され、ルートによっては費用便益比（B/C）が「1」を超え、四国におけるフル規格新幹線整備の妥当性が公表され確認されたほか、令和元年8月に開催された「四国新幹線整備促進期成会東京大会」において、中長期目標として、リニア中央新幹線が新大阪まで延伸される令和19年を一つのターゲットとして、四国の新幹線の開業を目指すことが決議されております。

また、令和元年10月には、四国の鉄道網の維持方策を検討するために設置した「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」の第5回会議において、新幹線を骨格として四国の公共交通ネットワークを構築することを盛り込んだ中間整理を取りまとめ、令和3年3月に策定されたJR四国の「長期経営ビジョン2030」においても、懇談会の議論を踏まえた取組として、地域とともに新幹線等による抜本的な高速化の早期実現に向けて取り組むことが明記されました。

一方、国においては、平成29年度から「幹線鉄道ネットワーク等のあり方に関する調査」に関する予算を確保し、既存インフラを活用した工法や単線の幹線整備による費用縮減方策のほか、新幹線整備が在来線に与える影響や新幹線の整備効果の推計手法等が検討されているものの、四国における具体的な調査がないのが現状であります。

政府が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すデジタル田園都市国家構想の実現と併せて、また2050年のカーボンニュートラル社会の実現を目指すためにも、全国各地

に新幹線が整備されることが不可欠と考えており、特に四国の新幹線整備は、四国地方の発展に貢献するだけでなく、西日本の広域交流圏形成や地域経済の活性化、首都機能のバックアップも含めた、国土軸のリダンダンシー確保による災害耐力の向上、国土全体の一段の有効活用や、東京一極集中を是正する地方創生にも大きく寄与するものと考えます。

このような中、令和5年6月には、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、基本計画路線に関して、「地域の実情に応じた今後の方向性について調査検討を行う」との内容が初めて本文中に記載され、令和6年度国予算案においても「基本計画路線の効果的・効率的な整備・運行手法等に係る具体的な調査」にかかる予算が明記されるなど、四国4県ともに「整備計画の格上げ」に向けた機運が高まっています。

【具体的な提言事項】

（１）魅力ある地方の創生及びリダンダンシーの確保の観点から、四国の新幹線の早期実現

魅力ある地方の創生とリダンダンシーの確保の観点から、四国の新幹線を早期に実現するため、整備計画格上げに向けた法定調査に取り組むこと。

（２）四国地方在来線の輸送の安全・防災対策及び利便性・快適性を高めるための支援措置の充実・強化

四国地方在来線の輸送の安全・防災対策のための危険な箇所の保守点検の充実や、利便性・快適性を高めるための電化、複線化、行違設備・信号設備等の整備・改善などを促進するとともに、これらの支援措置の充実・強化を図ること。

〔ＪＲ在来線の鉄道電化・複線化整備状況〕

項 目	四 国	全国平均	備 考
鉄道電化率 〔令和5年3月31日現在〕	27.6%	56.5%	電化キロ／営業キロ
鉄道複線化率 〔令和5年3月31日現在〕	6.0%	33.3%	複線キロ／営業キロ

※全国鉄道整備促進協議会資料より抜粋

31 空港の経営改革等について

空港の経営改革を推進するにあたっては、地方空港の実態に配慮し、真に地域の活性化に資する制度設計を講じるとともに、今回のスキームを活用できない地方空港については、国において、これまでと同等の管理運営を行うこと。

また、地方空港の振興策として、訪日誘客支援空港を対象とした航空会社への運航経費支援の再開と、引き続き着陸料等の引下げを実施すること。

【背景理由等】

民間の能力を活用し効率的な空港運営を図る、いわゆる空港の経営改革を進めるための法律、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」が平成25年7月に施行され、同法に基づく基本方針が同年11月に告示されたところです。

この基本方針では、「空港運営の民間委託は、空港毎の地域協議会の意見を聴いた上で進める」といった項目が掲げられるなど、地方空港の現状を一定考慮されたものと理解しておりますが、これまでに示されているスキームでは、経営が成り立つ将来像が描けない地方空港も多く存在すると思慮されることから、本法律に基づく、空港経営改革の今後の動向について注視するところです。

また、観光立国推進基本計画においては、『地方イン・地方アウト』のインバウンド再生による地方活性化や訪日外国人旅行者の受入拡大のため、地方空港の着陸料軽減等の取組により、早期の国際線再開・路線定着等を図る」こととされております。

しかし、地方空港における国際線の新規就航・運航再開等の後押しとして重要な、「訪日誘客支援空港」を対象とした航空会社への着陸料の割引・補助制度、チェックインカウンター等設置・使用料や地上支援業務等に係る経費支援策、については、令和5年度で打ち切られております。また、国内線の運航への支援として、国管理空港の空港使用料等の軽減が措置されていますが、国管理空港における、コンセッション空港に対しても、非コンセッション空港と同様の着陸料減免に要する経費への支援が必要です。また、地方空港における国際線の新規就航・増便や運航再開後の安定運航を促進するためには、既存路線も含めた支援継続が不可欠です。

羽田空港の着陸料については、出発空港に応じて割引率が設定されていますが、新幹線ネットワークから取り残され、首都圏との流動において航空分担率が高い四国の地域特性は考慮されておらず、航空運賃高止まりの一因となっています。

【具体的な提言事項】

（１）地方空港の実態に配慮した制度設計

空港の経営改革にあたり、地方空港の実態に配慮し、真に地域の活性化に資する制度設計を講じること。

また、民間事業者への運営委託のスキームを活用できない地方空港については、国の責任において、これまでと同等の管理運営を行うこと。

(2) 訪日誘客支援空港を対象とした航空会社への運航経費支援の再開

国際線の新規就航・運航再開に係る着陸料、事務所・チェックインカウンター等の使用料、グランドハンドリング経費など、運航に必要な経費に対する航空会社への支援について、十分な予算確保の上、再開するとともに、国管理空港における、非コンセッション空港とコンセッション空港に対する補助を同等の内容とすること。

(3) 定期路線及び国際チャーター便の着陸料の引下げ

既存の軽減措置である定期路線及び国際チャーター便の着陸料引下げを継続して実施するとともに、特に新幹線ネットワークから取り残され、航空輸送の依存度が高い四国の4空港発の羽田路線の着陸料の割引率を大幅に拡充すること。

また、地方路線を支えるネットワークの維持・活性化のための支援を行うにあたっては、国管理空港における、コンセッション空港に対しても、非コンセッション空港と同様な着陸料減免に要する経費への支援を行うこと。

32 地域公共交通の維持・活性化について

高速道路料金施策と両立しうる総合的な交通体系を構築するとともに、地域公共交通の維持・活性化を図るため、各公共交通機関に応じた支援を行うこと。

【背景理由等】

地域公共交通は、モータリゼーションの進展や過疎化・少子化の影響等により利用者が減少するとともに、近年は運転手が不足するなど、厳しい状況となっています。

しかしながら、公共交通機関は、地域住民の通勤・通学などの日常生活、また、観光やビジネスの面からも、なくてはならない交通手段です。また、今後ますます深刻となってくる高齢化や地球温暖化への対策としても、公共交通機関の維持・活性化を図ることが必要となっています。

さらに、本四高速の料金について、平成26年度から全国共通料金の導入がなされ、観光や物流など地域の活性化に寄与する一方で、鉄道、バス、フェリー等の公共交通においては、今後も深刻な影響が考えられ、公共交通と高速道路が役割分担し、将来にわたって共に存続できるような抜本的対策を総合的に実行することが課題となっています。

また、「地域公共交通確保維持改善事業」（令和5年度国費207億円）は、「地域の実情に応じた生活交通の確保維持」を目的としています。例えば、路線バスについては、地域ブロックごとに補助上限が定まっているため、路線再編などの経営努力によって走行距離を削減すると却ってバス会社の負担が増えてしまうなど、過疎地域や離島を多く抱える四国などのより厳しい環境におかれる地方の実情を十分に反映したものとは言えない制度となっております。

特に、地域交通ネットワークの基幹的かつ重要な交通インフラである鉄道については、生活バスや離島航路に比べると支援がなく、また、国鉄分割民営化から35年以上が経過する中、令和5年10月には、改正地域交通法が施行され、ローカル鉄道の再構築に関して、国が「再構築協議会」を設置できる制度が創設されたほか、JR四国においては、国からの行政

指導に基づき策定した「5カ年推進計画」については、令和7年度に「総括検証」や「事業の抜本的な改善方策の検討」を行うよう求められているところです。JR四国のあり方については、令和元年10月に「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」において「中間整理」が取りまとめられ、令和3年度には、国からの支援が継続・拡充されたところですが、人口減少や少子化に加え、モータリゼーションの進展などによる旅客輸送の減少も大きく、国鉄分割民営化の際の経営安定化基金を活用した事業継続スキームによる路線維持が困難になっている現状を踏まえると、JR四国をはじめとするローカル鉄道を維持するための仕組みも見直すべき時期に来ていると言えます。

このような中、将来の交通体系のあるべき姿を十分に検討し、全国的な視点で不均衡の緩和を図るとともに、適切な役割分担のもと地方自治体への一層の財源措置や権限移譲とともに、地域が戦略的に取り組む公共交通活性化に向けた事業に対する積極的な支援が求められています。

【具体的な提言事項】

平成25年12月に施行された交通政策基本法に定める「国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要である」という基本理念の具体化に向け、次のことを提言します。

（１）内航フェリーの航路維持のための支援制度の創設

廃止や減便が続いている四国発着の内航フェリーについては、地域経済の輸送基盤及び大規模災害時の緊急輸送手段として、また、一部航路では、強風等の悪天候時の道路及び鉄道の代替手段として欠かすことのできない公共交通であることから、航路の維持が図られるよう、高速道路との競争条件の格差を埋める運航補助制度や航路の利用促進の取組に対する支援制度の創設など、経営基盤の強化につながる制度を創設すること。

（２）地方バス路線及び離島航路の確保・維持のための補助のあり方の見直し

地方バス路線及び離島航路の確保・維持が図られるよう、地域公共交通確保維持改善事業の実施にあたっては、住民が生活する上で最低限必要な交通インフラを守るという観点から、地方の実態に即した補助のあり方の見直しなどの改善を図るとともに、十分な財源を確保すること。

（３）運転手確保に向けた財政支援等の強化

近年の運転手不足に加えて、時間外労働の規制が強化される「2024 問題」により、地域の生活を支える路線の運行に深刻な影響を及ぼしている、乗合バスをはじめとする公共交通の運転手不足の解消に向けた財政支援等の強化を行うこと。

（４）ＪＲ四国の経営安定化及び地域鉄道の経営安定のための支援の実施

経営基盤が脆弱なＪＲ四国や地域鉄道に対して、将来にわたる路線の維持・確保に向け、経営の安定化が図られるよう、必要な支援の拡充や仕組みの再構築を図ること。

また、改正地域交通法に基づく「再構築協議会」制度については、路線ごとの利用状況や収支を過度に重視して、「廃止ありき」の協議とならないよう、国が沿線地域と鉄道事業者との間に立って、中立的な立場で関与する仕組みとするとともに、当該事業者の全路線の収益に関する情報が開示され、それを踏まえた上で個別の路線の役割や在り方が議論される仕組みとするなど、制度の運用に当たっては地域の実情に十分に配慮すること。

特に、自治体などが鉄道事業者とともに取り組むまちづくり事業やサイクルトレインなどの利便性向上や利用促進等の取組についても、十分な財政措置を行うこと。

（５）ＤＭＶの円滑な運行や普及に向けた環境整備

地域住民の貴重な移動手段であるローカル線を運行する第三セクター鉄道において、維持管理経費が低廉で「地方創生の実現」に不可欠なＤＭＶの円滑な運行に必要な支援を行うこと。

33 地域における物流の確保等について

持続可能な物流の実現に向けて、運輸事業者に対する支援の充実・強化を図ること。

【背景理由等】

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、経済の成長や、より豊かな生活の実現等のため、その機能を十分に発揮していく必要があります。一方、物流分野においては、人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するため、働き方改革の推進が求められているほか、カーボンニュートラルへの対応にも迫られています。

そのような中、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念されるいわゆる「2024年問題」に直面しています。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送量が不足し、今のようには運べなくなる可能性があるとの推計されています。

こうした問題に対応するため、国においては令和5年6月に、緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策を取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定し、取り組みを進めていますが、この「2024年問題」は当該時点を乗り越えれば終わる一過性の課題ではなく、物流における構造的な課題であり、様々な対策に中長期的に継続して取り組む必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 「物流の2024年問題」の解決に向けた支援

物流の停滞やトラックドライバーの実質的な収入減が懸念される「2024年問題」を解決するため、引き続き、物流効率化や荷待ち・荷役時間の削減、商慣行の改善、適正運賃収受・価格転嫁円滑化等の取組への支援や消費者・荷主における理解の促進を図るとともに、国内の大消費地から距離的に遠い地方における競争力の維持に向けた支援策を実施すること。あわせて、地方におけるトラックドライバーの確保についても、必要な措置を講じること。

34 四国遍路の世界遺産登録について

四国遍路について、世界遺産候補として暫定一覧表への追加記載を行うこと。

【背景理由等】

徳島・高知・愛媛・香川の四国4県に点在する多数の札所を巡る四国遍路は、最終目的地がなく周回することができるという特徴のある巡礼で、その道筋には札所や遍路道、道標等が遺存し、巡礼を支えるお接待などの慣習が今も地域の中に息づいています。

四国遍路は、古くから四国の地と密接に結び付き、巡礼者と地域の人々の相互に救いをもたらしながら存続しており、札所や遍路道等は、地域社会に支えられて発展した、世界でも稀な、多様な個人を救済する信仰の形を伝える証拠として顕著な普遍的価値を有することから、世界文化遺産にふさわしいものと考えています。

四国では、平成20年の国の審査結果を受け、平成22年3月に産学民官が協力して「『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会」*を設立し、資産の保護措置の検討や顕著な普遍的価値の研究、受入態勢の整備や普及啓発活動などに取り組んできました。

※令和3年4月1日から「四国遍路世界遺産登録推進協議会」に改称

また、令和元年度には、専門家の意見等を踏まえ、四国遍路の多様で広がりのある文化の重要性を示し、不動産だけにとどまらない無形的な価値や地域とのつながりなどをイメージできる概念を示すため、資産の名称を「四国八十八箇所霊場と遍路道」から「四国遍路」に改めました。

その積み重ねの中で、令和5年度は、史跡指定が進んだことにより資産の保護措置の充実が図られるとともに、顕著な普遍的価値の研究も進み、「弘法大師信仰という宗派を超えた民間信仰を軸に、近世社会の成熟に伴って発生した都市化や飢饉・災害による困窮などの諸課題の受け皿として機能した社会システムを形成する」という四国遍路の顕著な普遍的価値を取りまとめるとともに、古代・中世の主要な関係史料を取りまとめた「四国遍路関係史料集 古代・中世編」を刊行したところです。

今後とも、四国4県をはじめ地域における関係団体が一丸となり、学術的観点に立った顕著な普遍的価値の研究を更に進め、それを証する資産の保護に積極的に取り組み、四国遍路という多様性に富む文化の継承に努めてまいります。また、地域社会と深く結びつきながら存続してきた四国遍路の特性を踏まえ、魅力的なまちづくりや地域の活性化につながるよう、地域コミュニティとともに持続可能な文化遺産を目指してまいります。

【具体的な提言事項】

（１）四国遍路の世界遺産暫定一覧表への記載

四国一円に点在する多数の札所を巡る周回巡礼として、地域社会と密接に関わりながら発展し、今に続く文化的伝統を表す札所や遍路道、道標等の四国遍路を、世界遺産暫定一覧表へ追加すること。

また、これら文化遺産の文化財調査を着実に実施できるよう、必要な財政支援を行うこと。